

2013 年 期 実務補習所 考査問題

【監査に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。
当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。
また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<財務諸表監査における不正>

問 以下は監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」からの抜粋である。空欄に入る言葉を記載しなさい。

- ・「不正」－不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による（ ① ）な行為をいう。
- ・不正には、（ ② ）（いわゆる粉飾）と（ ③ ）がある。監査人は、不正の発生が疑われる場合や、まれに不正の発生を識別した場合においても、不正の発生に関する法的判断は行わない。
- ・（ ② ）は、経営者による（ ④ ）の無効化を伴うことが多い。経営者は、以下のような方法を用いて（ ④ ）を無効化し、不正を行うことがある。（以下、抜粋）
- ・ 経営成績の改ざん等の目的のために架空の仕訳入力（特に（ ⑤ ））を行う。
- ・（ ⑥ ）に使用される仮定や判断を不適切に変更する。
- ・監査人は、（ ⑦ ）を得るために、経営者による（ ④ ）を無効化するリスクを考慮するとともに、誤謬を発見するために有効な監査手続が不正を発見するためには有効でない可能性があるということを認識し、監査の過程を通じて（ ⑧ ）を保持する責任がある。
- ・監査人は、識別した不正リスク要因を考慮し、（ ⑨ ）レベル及び（ ⑩ ）レベルの二つのレベルで不正による重要な虚偽表示リスクを評価しなければならない。
- ・監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクであると評価したリスクを、（ ⑪ ）リスクとして取り扱わなければならない。そのため、監査人は当該リスクに関連する統制活動を含む（ ④ ）を理解しなければならない
- ・監査人は、監査基準委員会報告 第330 第27項に要求している評価した重要な虚偽表示リスクに応じた対応についての監査調書に以下の事項を記載しなければならない。

評価した重要な虚偽表示リスクに応じた対応についての監査調書に記載しなければならない事項	
(1)	（ ⑨ ）レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに応じた全般的な対応、及び実施した（ ⑫ ）の種類、時期及び範囲
(2)	（ ⑩ ）レベルの不正による重要な虚偽表示リスクと実施した（ ⑫ ）の関連性
(3)	（ ⑬ ）の結果（経営者による（ ④ ）を無効化するリスクに対応するために実施した（ ⑬ ）を含む）

- ・監査の最終段階で実施した（ ⑭ ）の結果が、これまで認識していなかった不正による重要な虚偽表示リスクを示唆していないかどうかを評価しなければならない。
- ・監査人は、（ ⑮ ）に関係する不正による重要な虚偽表示リスクがないと判断した場合には、監査調書にその理由を記録しなければならない。

問 以下の文章は、監査 202「財務諸表の監査における不正」実務補習指導要領適用教材 H26. 5 に記載されている表である。空欄に入る言葉を下記の選択肢より 1 つずつ選び記載しなさい。なお、利用しない記号があることに留意しなさい。

不正	不正を実行する 「(①) ・ (②)」	(②)	経営者が、企業内外の関係者から期待される利益目標又はその他の財務的な目標達成の (②) 下にある場合、財務的な目標達成の失敗の影響は経営者にとって深刻となり得ることから、不正な財務報告を実行する (①) (②) が存在する。
		(①)	収入を超えた生活をしている者などは、資産を流用する (①) をもつ場合がある。
	不正を実行する 「(③)」	(③)	責任のある立場にいるため、又は特定の内部統制の不備を知っているために、内部統制を無効化できると考える者は、不正を実行する (③) を有している。
	不正行為に対する 「(④) ・ (⑤)」	(④) ・ (⑤)	不正行為を働くことを (⑤) するものがある。不誠実な行為と知りながら又は意図的に、そのような行為に関与することを許容してしまうような (④)、人格又は価値観を有している者もいる。 普段は誠実であっても、非常に強い (②) を受けた場合には不正を実行する可能性がある。

選択肢			
ア	リスク要因	カ	兆候
イ	プレッシャー	キ	機会
ウ	動機	ク	正当化
エ	能力		
オ	姿勢		

問 不正リスク対応基準において、①監査人が不正による重要な虚偽表示の疑義があるとして扱わなければならない場合があります。その場合を 1 つ記載しなさい。

②また、不正による重要な虚偽表示リスクの疑義があると判断した場合は、監査人が当該疑義に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために必要な手続を記載しなさい。

問 以下は不正リスク対応基準、及び付録4 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況の例示からの抜粋である。下記の空欄に入る言葉を下記の選択肢より選び記載しなさい。

F15-2

監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクを識別するための情報を入手するため、以下を理解しなければならない。

- (1) (①)
- (2) 不正に利用される可能性のある一般的及び企業の属する産業特有の取引慣行

F14-2

監査責任者は、監査業務の監督に際し、監査の過程で発見された不正に関連する会計及び監査上の問題となる事項を (②) に報告する必要があることを監査メンバーに指示しなければならない。

【付録4 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況】

《2. 留意すべき通例でない取引等》

(3) その他

- ・ (③) 又は企業との関係が不明な相手先 (個人を含む) との間に、事業場の合理性が不明瞭な重要な資金の貸付・借入契約、担保提供又は債務保証・非保証の契約がある。

《4. 会計上の不適切な調整の可能性を示唆する状況》

- ・ (根拠資料等による) 裏付けのない又は (④) の重要な取引や勘定残高が存在する。

《5. 確認結果》

- ・ 企業の記録と確認状の回答に (⑤) がある。

選択肢			
ア	監査責任者及び監査チーム内のより経験のあるメンバー	カ	企業の会計方針の選択と適用
イ	経営者	キ	監査役及び監査役会
ウ	虚偽表示	ク	職業的専門家
エ	重要な差異	ケ	未承認
オ	関連当事者	コ	公表されている主な不正事例

問 以下は監査提言集の中からの抜粋です。それぞれ改善すべき点（ア～エ）を記載しなさい。

I-3-1	特定店舗での在庫過大評価
事業の内容	特定店舗（アウトレット店舗）における棚卸在庫数量の水増し計上を数期間発見できなかった。
実施した監査対応	監査人は、アウトレット店舗在庫の実地在庫の実地棚卸手続に内部統制上の問題があることは認識していたが、重要な虚偽表示リスクの評価は卸販売在庫を含めたたな卸資産全体について行っているのみであり、アウトレット在庫に関するリスク評価は不十分であった。また不正による水増し計上があった特定店舗の在庫数量は、特定の期において前月末と比較して倍以上増加していたが、店舗別の原因分析を実施していなかった。監査人は、在庫金額、数量の期間比較分析及びたな卸資産の回転期間比較分析を実施していたが、在庫数量の急増及び回転期間の長期化について異常性を感じながらも、担当者への質問のみによって監査手続を終了していた。
改善すべき点	(ア)

III-1-1	個人向け架空売上の計上
事業の内容	経営者からの売上目標達成のプレッシャーが強い環境下であったため、その対応として架空の個人向け売上进行を計上するとともに、商品は社内に保管していた。
実施した監査対応	個人に対する債権については、確認手続を省略してほしいという会社からの要望を受け入れ確認手続を省略した結果、その盲点を突かれ、集中的に個人顧客口座での架空売上进行を計上された。販売業務プロセスの統制リスクは高いと評価していながら、貸倒引当金を計上すれば問題はなくなるとの判断により、確認という強い外部証拠を入手しなかった。
改善すべき点	(イ)

I-8-3	滞留在庫リストの誤りによる棚卸資産評価の訂正
事業の内容	会社は滞留期間に応じて商品の評価を切り下げる評価方法を採用していたが、商品入庫日（倉庫納品日）を商品仕入日とみなして、同日を基準に棚卸資産を評価するシステムを採用していたため、社内での移動でもその時点が商品入庫日と記録され、自動的に滞留商品の評価日が洗い替えられていた。大量の店舗閉鎖により物流倉庫への在庫移動が行われた結果、多くの商品の入庫日が洗い替えられ、必要な評価減が行われなかったことが後になって判明したため、過年度の訂正を行った。
実施した監査対応	監査人は当該商品の粗利益率が非常に高く、原価割れでの販売実績がないことから、棚卸資産評価に関して高いリスクを認識していなかったため、会社がシステムから作成した滞留在庫リストの正確性を検証しないまま、棚卸資産の評価を検討していた。
改善すべき点	(ウ)

Ⅷ-1	継続企業の前提に関する監査手続
事業の内容	会社は有価証券報告書（継続企業の前提に関する注記なし）を提出して4か月後、第1四半期報告書（継続企業の注記あり）を提出して2か月後に資金繰りの目処が立たなくなったとして、破産手続開始の申立てを行った。
実施した監査対応	直前期の有価証券報告書上は、重要な当期純損失が計上され、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているが、売上高の実現性について、会社提出の計画を基礎とした過去実績との比較や、受注状況に照らして保守的な見積りであることの検証を行ったのみで、継続企業の前提に関する注記が付されていない連結財務諸表等に対して無限定適正意見を表明した。 直近の第1四半期報告書においては、資金調達が実現できないと資金ショートが生じる状況の中、資金調達候補者の合意の意向について、経営者等に対して質問により確認したのみで候補者の具体的な名称すら把握していない状況で無限定の結論を表明したが、検討過程に関して監査調書に適切な記載がなされておらず、手続が十分に実施されていなかった。
改善すべき点	(エ)

<リスク評価及び評価したリスクへの対応>

問 リスク・アプローチとはどのような監査手法か説明しなさい。

問 リスク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるため「固有リスク」と「統制リスク」を評価することにより、虚偽表示が行われる可能性に応じて、「発見リスク」の水準を決定することが求められる。しかし、ここで原則として「固有リスク」と「統制リスク」を分けて評価を行わず、結合した「重要な虚偽表示リスク」として評価する理由について説明しなさい。

問 「重要な虚偽表示リスク」を二つのレベルに区分し、それぞれのレベルにおける監査上の対応について説明しなさい。

問 特別な検討を必要とするリスクとはどのようなリスクかについて、監査基準委員会報告書 315 第 3 項に基づき説明しなさい。

問 監査人が識別した重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであるかどうかを決定する際、監査基準委員会報告書 315 上で少なくとも考慮しなければならないとされる事項を 6 つ述べなさい。

問 特別な検討を必要とするリスクへの対応として監査基準委員会報告書 330 に基づき以下の問いに答えなさい。

- ① 監査人が特別な検討を必要とするリスクに対する内部統制に依拠する場合に、当年度の監査において内部統制の評価について留意すべき事項を答えなさい。
- ② 監査人が評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであると判断した場合、実証手続を実施する際に留意すべき事項を答えなさい。

問 内部統制の意義について下記の文章を読み、空欄を埋めなさい。

内部統制は、企業の の信頼性、 の有効性と効率性及び に係る適用される法令の遵守に関する を妨げるおそれがあると識別した に対応するために整備及び運用されている。整備運用の方法は企業の により異なる。

問 監査に関係する内部統制の構成要素を五つ述べなさい。

問 内部統制の評価について下記の①～④のうち、正しいものについては○、誤っているものについては×を記載しなさい。また×としたものについてはその理由を記載しなさい。

- ① 前年度に依拠する全ての内部統制の運用評価手続を実施し、前年度の監査から引き継ぐ監査証拠の適合性に影響する変更がなく、前年度の監査で入手した内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠を利用する場合、内部統制の運用評価手続は実施しなくてもよい。
- ② 関連する内部統制の運用状況の有効性の評価において実証手続によって虚偽の表示が発見されていないならば、検討対象となっているアサーションに関連する内部統制は有効であると判断できる。
- ③ 監査人は、運用評価手続の立案と実施に当たって、有効に運用されている内部統制への依拠の程度が高いほど、より確かな心証が得られる監査証拠を入手しなければならない。
- ④ 監査手続を実施するに従い、実証手続によって虚偽表示を発見した場合、内部統制の重要な不備を示しているため、リスク評価に係る判断を変更する必要がある。

問 監査の重要性について下記の文章を読み、空欄を埋めなさい。
 重要性の基準値とは、の策定時に決定した、において重要であると判断する（の策定後改訂した金額を含む。）をいう。

手続実施上の重要性とは、との合計が重要性の基準値を可能性を適切なに抑えるために、監査人が重要性の基準値よりとして設定する金額をいう。この手続実施上の重要性は、される場合がある。なお、、又はに対する重要性の基準値に対して設定した手続実施上の重要性を含む。

問 監査の計画及び実施における重要性について下記の①～④のうち、正しいものについては○、誤っているものについては×を記載しなさい。また×としたものについてはその理由を記載しなさい。

- ① 監査人は、監査の基本的な方針を策定する際、重要性の基準値を決定しなければならない。
- ② 監査人は、監査の実施過程において、企業再編等の状況の変化、新たな情報又はリスク対応手続の実施の結果更新された企業及び事業活動に関する理解によって、重要性の基準値を改訂することが必要と判断する場合がある。
- ③ 監査人は通常、重要性の基準値を決定する際に、最初に指標を選択する。ここで、指標としては税引前利益を使用しなければならない。
- ④ 手続実施上の重要性は、単純で機械的な計算により決定されるものではなく、その決定には職業的専門家としての判断を伴う。手続実施上の重要性の決定は、リスク評価手続の実施過程で更新された監査人の企業に対する理解、過年度の監査で識別された虚偽表示の内容と程度及び当年度の虚偽表示に関する監査人の予想によって影響を受ける。

問 「事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ」に関する以下の文章の空欄に当てはまる用語を答えなさい。（同じ番号には同じ用語が入る）

- ・監査リスク＝（）リスク × （）リスク × （）リスク
- ・財務諸表における「重要な虚偽表示のリスク」を「財務諸表全体レベル」及び「」レベルの二つのレベルで評価することとした。
- ・評価した（）レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、実施するリスク対応手続の（）、時期及び（）を立案し、実施しなければならない。

問 財務諸表全体レベルにおいて重要な虚偽表示のリスクが認められた場合には、そのリスクの程度に応じて、監査リスクを一定の合理的に低い水準に抑えるための措置を講じる必要がある。措置の例を3つ以上箇条書きで答えなさい。

問 監査人は、リスク評価の過程で、監査人の判断により、識別した重要な虚偽表示リスクが「特別な検討を必要とするリスク」であるかどうかを決定する必要がある。決定する際の考慮事項を箇条書きで3つ以上答えなさい。

問 実証手続を期末日前に実施することがあるが、期末日前に実証手続を実施する目的・効果を2つ以上と留意点を1つ以上答えなさい。

問 以下6つの手続のうちリスク評価手続として必須の手続と考えられているものを1つ○で囲いなさい。

【有形資産の実査、再計算、再実施、分析的手続、棚卸立会、確認】

問 内部統制の構成要素を5つ答えなさい。（「ITへの対応」以外で5つ答えること）またそのうち最も重要であると考えられる構成要素とそう考える理由を端的に答えなさい。

問 監査計画には、リスク対応手続の実施前に完了することが必要な一定の活動と監査手続の実施時期について考慮することが含まれる。監査基準委員会報告書300「監査計画」に重要な虚偽表示リスクの識別と評価の実施前の考慮事項が5つ記載されている。以下の空欄に当てはまる語句を答えなさい

- ・リスク評価手続として実施する（ 1 ）
- ・企業に適用される法令及び企業がこれをどのように遵守しているかについての全般的な理解
- ・（ 2 ）の決定
- ・専門家の業務の利用の程度の決定
- ・その他のリスク評価手続の実施

問 以下の空欄1～3に当てはまる語句を答えなさい。

監査人は、当年度の監査の開始に当たって、監査契約に係る予備的な活動を実施することにより、監査の遂行に支障をきたす可能性のある事象又は状況を識別し評価することが可能となる。監査人は、監査契約に係る予備的な活動を実施することによって、例えば、以下の事項を考慮した監査計画を策定することが可能となる。

- ・監査人が、必要とされる（ 1 ）と（ 2 ）能力を保持していること
- ・監査契約の更新に影響を及ぼす経営者の（ 3 ）に問題がないこと
- ・監査の契約条件について企業との間に誤解がないこと

問 以下の各記述のうち、正しいと考える場合には○、誤っていると考える場合には×を回答欄に記入しなさい。

- (1) 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクは、財務諸表全体に広くかかわりがあり、アサーションの多くに潜在的に影響を及ぼす。当該リスクは、アサーション・レベル、すなわち、取引種類、勘定残高、開示等における特定のアサーションと必ずしも結び付けられるものではない。
- (2) 監査人は、リスク評価の過程で、監査人の判断により、識別した重要な虚偽表示リスクが「特別な検討を必要とするリスク」であるかどうかを決定しなければならない。この判断に際しては、監査人は、当該リスクに関連する内部統制の影響を考慮してはならない。
- (3) 固有リスク及び統制リスクは、高位・中位・低位の3つに区分されるものであり、百分比による区分や高位・低位の2区分は認められていない。

問 監査の計画及び実施における重要性に関する以下の各記述のうち、正しいと考える場合には○、誤っていると考える場合には×を回答欄に記入しなさい。誤っていると考えた場合はその理由も答えなさい。

- (1) 脱漏を含む虚偽表示は、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
- (2) 重要性の判断は、財務諸表の一般的な利用者が有する財務諸表に対する共通のニーズを勘案して行われる。財務情報の利用者には様々なニーズがあるものの、ごく限られた特定の利用者には影響を及ぼさないであろう事項に関する虚偽表示は考慮されない。
- (3) 「手続実施上の重要性」よりも多額な「取引種類、勘定残高、開示等」は、「重要な取引種類、勘定残高、開示等」と判断しなければならない。
- (4) 監査人は、集計しても明らかに財務諸表に重要な影響を与えないと想定する虚偽表示の金額を「明らかに僅少」な額として定める場合がある。「明らかに僅少」とは、「重要性がない」ということではなく、「重要性の基準値」よりごく少額な水準をい、「重要性の基準値」の5%未満の金額に定める必要がある。
- (5) 選択した指標の割合の決定に関して、監査人は、製造業を営む営利を目的とする企業において税引前利益を指標とする場合には5%を適用しなければならない。

- 問** 監査人は、通常、重要性の基準値を決定する際に、最初に指標を選択し、その指標に対して特定の割合を適用する。指標の例を4つ以上答えなさい。
また、適切な指標の識別に影響を与えると考えられる要因を3つ以上答えなさい。
- 問** 未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために、監査人が「重要性の基準値」より低い金額として設定する金額を「手続実施上の重要性」といいます。「手続実施上の重要性」を「重要性の基準値」とは別に設定する理由と、設定する際の考慮事項を答えなさい。
- 問** 評価したリスクに対する監査人の手続に関する以下の各記述のうち、正しいと考える場合には○、誤っていると考える場合には×を回答欄に記入しなさい。誤っていると考えた場合はその理由も答えなさい。
- (1) 監査人は、運用評価手続の立案と実施に当たって、有効に運用されている内部統制への依拠の程度が低いほど、より確かな心証が得られる監査証拠を入手しなければならない。
 - (2) 過年度の監査で入手した内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠を利用する場合、少なくとも2年に1回は内部統制の運用評価手続を実施しなければならない。
 - (3) 監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要な取引種類、勘定残高、開示等の各々に対する詳細テストを立案し実施しなければならない。
 - (4) 分析の実証手続は、一般的に、取引量が多く予測可能な取引に対して適用される。
 - (5) 監査人は、期中に、重要な虚偽表示リスクを評価するときに予期しなかった虚偽表示を発見した場合には、関連するリスク評価並びに残余期間に対して計画された実証手続の種類、時期、及び範囲を変更する必要があるかどうかを評価しなければならない。
- 問** 監査の過程で識別した虚偽表示の評価に関する以下の各記述のうち、正しいと考える場合には○、誤っていると考える場合には×を回答欄に記入しなさい。
- (1) 監査人が、監査の過程で集計した虚偽表示の影響を評価し、経営者及び監査役等に虚偽表示を報告する際、「確定した虚偽表示」、「判断による虚偽表示」及び「推定による虚偽表示」に区分することが有益な場合がある。「推定による虚偽表示」とは、監査人が合理的でないと考える会計上の見積り又は監査人が不適切と考える会計方針の選択及び適用に関する経営者の判断から生じる差異をいう。
 - (2) 監査人は、監査の過程で集計した全ての虚偽表示について、適切な階層の経営者に適時に報告し、これらの虚偽表示を修正するよう経営者に求めなければならない。経営者が、監査人によって報告された虚偽表示の一部又は全てを修正することに同意しない場合、監査人は、経営者が修正しない理由を把握した上で、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかを評価しなければならない。
 - (3) 監査人は、未修正の虚偽表示の内容とそれが個別に又は集計して監査意見に与える影響について、監査役若しくは監査役会又は監査委員会（以下、「監査役等」）に報告しなければならない。ただし、監査人は、監査役等に、過年度の未修正の虚偽表示が関連する取引種類、勘定残高又は開示等及び全体としての財務諸表に与える影響について報告する必要はない。
- 問** 確認は、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体により、監査人が確認先である第三者から文書による回答を直接入手する監査手続である。確認は、勘定残高とその明細に関連するアサーションに対して適合することが多い。ただし、確認は勘定残高のみに限定する必要はない。勘定残高以外に確認する事項の例を3つ以上答えなさい。

<監査の結論及び報告>

問 株式会社サルノ(東証2部上場 以下 会社)の平成25年12月期の期末監査も佳境を迎えています。会社は継続企業的前提に重要な疑義を生じさせている状況です。そこで当会社を担当する監査チームの主査であるあなたは、次の問いにどのように解答するべきでしょうか。各問いに適切に答えなさい。

1. あなたは、監査意見形成時において未修正の虚偽表示を認識しています。そのため、認識された未修正の虚偽表示が及ぼす影響を評価する必要がありますが、評価に当たって主な留意事項として5つ掲げています。ただし、文章が完結していない状態にあるため、番号を付した括弧に適切な字句を埋めて、文章を完結させなさい。
 - (1) 個々の虚偽表示が重要であると判断した場合、当該虚偽表示を他の虚偽表示と通常(①)できない。
 - (2) 同じ勘定残高又は取引種類の虚偽表示を(①)することが適切な場合もある。ただし、重要性がない虚偽表示を(①)することが適切であると判断する場合でも、(②)の虚偽表示が存在するリスクに留意する。また、同じ勘定残高又は取引種類において多数の重要性がない虚偽表示を識別した場合、監査人は、当該勘定残高又は取引種類に対する重要な虚偽表示リスクを(③)しなければならないことがある。
 - (3) 勘定科目等の分類に係る虚偽表示が重要であるかどうかの判断には、(④)な事項の評価を伴う。
 - (4) 監査人は、勘定科目等の分類に係る虚偽表示が重要性の基準値(設定している場合、特定の取引種類、勘定残高又は開示等に対する重要性の基準値)を上回っていても、(⑤)としての財務諸表との関連では、(⑥)ではないと判断する場合がある。
 - (5) 監査人は、虚偽表示が重要性の基準値を下回る場合でも、当該虚偽表示が、個別に、又は監査の過程で集計した他の虚偽表示と合わせて検討した結果、(⑥)であると評価することがある。

2. あなたは、監査報告書(ドラフト)を作成しようとしています。関連する次の問いに答えなさい。
 - (1) 無限定適正意見の監査報告書を作成するためには、監査基準委員会報告書700にあるとおり、監査意見を表明するための所定の記述が求められています。そこで、適正表示の枠組み及び準拠性の枠組みで必要とされる記述の違いを次の文章の括弧に当たる箇所に埋めなさい。
 - ア. 適正表示の枠組み
財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、すべての重要な点において()。
 - イ. 準拠性の枠組み
財務諸表が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して()。
 - (2) 無限定適正意見の監査報告書を作成する際、監査基準委員会報告書700では、監査報告書に見出しを付けて区分することを求めています。そこで、当報告書22項、25項及び31項で求めている見出しを正確に答えなさい。
 - (3) 無限定適正意見が表明できない場合、監査基準委員会報告書705では除外事項付意見を表明する必要があるとしています。その際、この意見には3つの類型があるとしていますが、その類型を総称で正確に答えなさい。

3. あなたは、会社が継続企業的前提に重要な疑義が生じていることについて、所属監査事務所の規定に従って、当該事項に関する審査を受審することとなりました。ところで、審査制度には大きく3つの制度があるとされていますが、どのような制度がありますか。可能な限り正確に答えなさい。

4. 会社が、継続企業の前提に重要な疑義が生じ、重要な不確実性があるとして、財務諸表にその旨の注記を付しました。あなたは、重要な不確実性に係る注記が適切であるとして監査報告書を作成しようとしています。当該注記を受けて、監査基準委員会報告書 570 では強調事項区分を設けて 4 つの事項を記載することが求められています。そこで、求められている 4 項目のうち 3 項目の記述は次のとおりですが、1 項目の記述がありません。その事項はどのような内容ですか。可能な限り正確に答えなさい。

(監査基準委員会報告書 570 A20.)

- > 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容
- > 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- > 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

問 「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」に関して、下記の空欄に適切な語句・文言を記入して下さい（監査・保証実務委員会報告第 74 号）。

<財務指標関係>

- ・ (A:) の著しい減少
- ・ (B:) 営業損失の発生又は (C:) のマイナス
- ・ 重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上
- ・ 重要なマイナスの (C:) の計上
- ・ (D:)

<財務活動関係>

- ・ (E:) の返済の困難性
- ・ (F:) の返済条項の不履行又は履行の困難性
- ・ (G:) の償還の困難性
- ・ 新たな (H:) の困難性
- ・ (I:) の要請
- ・ 売却を予定している重要な (J:) の処分の困難性
- ・ (K:) に対する配当の遅延又は中止

<営業活動関係>

- ・ 主要な仕入先からの (L:) 又は (M:) の拒絶
- ・ 重要な (N:) 又は (O:) の喪失
- ・ 事業活動に不可欠な重要な (P:) の失効
- ・ 事業活動に不可欠な (Q:) の流出
- ・ 事業活動に不可欠な重要な (J:) の毀損、喪失又は処分
- ・ (R:) に基づく重要な事業の制約

<その他>

- ・ 巨額な (S:) の負担の可能性
- ・ (T:) の著しい悪化

問 金商法監査の主査であるあなたは、有価証券報告書の開示について検証を行っている監査チームのスタッフから、以下の質問を受けた。

「有価証券報告書のうち経理の状況より前の部分については監査意見の対象ではないのですよね、それなのになぜ、チェックしているのですか？」
スタッフへのあなたの回答を述べなさい。

問 業務執行社員であるあなたは、今年初めて主査を担当することになった A 君から、以下の報告を受けた。

「会社法の決算審査を明日、受審する予定です。当期は特段の検討事項もないため資料は特に準備しておらず、私 1 人で対応する予定です。」
A 君へのあなたの回答を述べなさい。

問 監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報」でいうところの「比較情報」について以下の問いに答えなさい。

- (1) 「比較情報」の定義を述べなさい。
- (2) 監査報告に関して、比較情報に対する監査意見の表明の方式には2つの異なる方式があるといわれています。これら2つの意見表明の方式の名称、監査意見の及ぶ範囲を述べなさい。
- (3) 我が国においてはどちらが採用されているのか、理由とともに述べなさい。
- (4) 会社法の計算書類に本報告書の適用があるか否か、理由とともに述べなさい。

問 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」について以下の問いに答えなさい。

- (1) 「その他の記載内容」の定義を述べなさい。
- (2) 「その他の記載内容」に修正が必要な重要な相違を識別したが、経営者が修正することに同意しない場合の監査手続について述べなさい。
 - a. 監査報告書日の前にその他の記載内容を入手した場合
 - b. 監査報告書日後にその他の記載内容を入手した場合

問 審査とはなにか答えなさい。

問 監査事務所における審査制度にはどのようなものがあるか、3つ答えなさい。

問 審査を受けるうえでの留意点を3つ挙げなさい。

問 空欄に適切な語句を入れなさい。

監査人は、識別した虚偽表示が(①)に与える影響と、未修正の虚偽表示が(②)に与える影響を評価することが求められている。

問 以下の(1)～(4)の記述について、正しければ○、誤っていれば×を記入しなさい。×の場合には、その理由もあわせて答えなさい。

- (1) 当年度に過年度の虚偽表示を識別した場合は、過年度に識別していた未修正の虚偽表示とともに、個別に又は集計して重要であるかどうかを、当年度の重要性に基づいて判断する。
- (2) 会社法及び金融商品取引法においては、過年度の財務諸表に対して重要な事項等を発見した場合、訂正報告書の提出が求められている。
- (3) 監査人は、重要性がないものを除き、監査の過程で識別した虚偽表示を集計しなければならない。
- (4) 過年度の重要性がない未修正の虚偽表示の累積的影響は、当年度の財務諸表に重要な影響を与えない。

問 主査であるあなたは、期末の監査の最終段階で、監査チームのスタッフから以下の報告を受けた。

「長期借入金から1年内返済予定の長期借入金への振替額が100百万円少ないのですが、重要性基準値300百万円を下回ることで、損益計算書への影響もないことから、このままパスしたいと思うのですがよろしいでしょうか？」
スタッフへのあなたの回答を述べなさい。

問 追記情報の記載対象となる事象を5つ挙げなさい。

問 「独立監査人の監査報告書における強調事項区分」に関して、下記の空欄に適切な語句・文言を記入して下さい（監査基準委員会報告書706）。

有価証券報告書の一部

【注記事項】（単体）

（継続企業の前提に関する事項）

当社は、当事業年度において4期連続で営業損失を計上したほか、減損損失××百万円を計上したこと等により当期純損失を××百万円計上した結果、当事業年度末において××百万円の債務超過の状態となっております。また、当社において関係金融機関等から借入金元本の返済猶予を受けている状況にあります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、従来からの収益改善策である「・・・」などに全社をあげて取り組んでまいりました。その一環として、・・・。

当社と致しましては、・・・債務超過を解消することによって、継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象又は状況の解消が可能であると考えておりますが、現時点においては・・・が確定していないことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

【独立監査人の監査報告書】（単体）

当監査法人は、・・・。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、・・・。

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・。

監査意見

当監査法人は、・・・。

強調事項

（A: ）に記載されているとおり、（B: ）は当事業年度において4期連続で営業損失を計上したほか、減損損失××百万円を計上したこと等により当期純損失を××百万円計上した結果、当事業年度末において××百万円の債務超過の状態となっている。また、（B: ）において関係金融機関等から借入金元本の返済猶予を受けている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では（C:

）。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

（D: ）として作成されており、このような重要な不確実性の影響は（E: ）。

当該事項は、当監査法人の（F: ）に影響を及ぼすものではない。

利害関係

（B: ）と当監査法人又は業務執行社員との間には、・・・。

問 以下の監査報告書を読み下記の問いに答えよ。

(例) 監 査 報 告 書					平成	年	月	日
○	○	○	○	株 式 会 社				
				取 締 役 会 御 中				
				XXXXX監査法人				
				指定有限責任社員				
				業 務 執 行 社 員	公認会計士	○	○	○
				指定有限責任社員				
				業 務 執 行 社 員	公認会計士	○	○	○
<p>当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている○○○○株式会社の平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までの第○○期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。</p> <p>財務諸表に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備・運用・維持することが含まれる。</p> <p>監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。</p> <p>監査においては、十分かつ適切な監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、監査計画の策定に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた判断の評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。</p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見 当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○○○○株式会社の平成○○年○○月○○日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。</p> <p>() 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、() 以 上</p>								

- (1) 当該監査報告書には、監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」に照らすと文言の誤り及び不足している箇所がある。解答用紙の監査報告書の該当箇所に下線を引き、①～⑩までの番号を付した上で（解答用紙の例を参考）、回答欄①～⑩に正しい文言を記載しなさい。
- (2) ()に入る文章を記述しなさい。

問 上場会社の主査であるあなたは、経理部長から以下の質問を受けた。
 「先生、継続企業の前提の注記に関して、 A のような場合には、財務数値を見るだけで形式的には監査委員会報告74号あるいは監査基準委員会報告570号の例示に該当することがわかると思います。
 このような例示に該当した場合には、必ず継続企業の前提の注記を記載することになりますか？」

- (ア) A に該当する事象又は状況を3つ挙げなさい。
- (イ) 経理部長へのあなたの回答を述べなさい。

問 あなたが主査を担当している、X社は、ここ数年業績が芳しくなく、営業キャッシュ・フローも前期同様に引き続き2期連続の赤字の見込みである。このまま推移すると、翌期に満期を迎える社債10億の償還が危ぶまれる状況にある。そのような状況下、取締役会が開催され、本社屋の売却により、翌期の社債の償還原資を調達とすることが決議され、あなたは、経理部長からその旨の報告を受けた。

監査チームはかねてより、X社は継続企業の前提について重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の例示（監査基準委員会報告）に該当することになると考えていた。したがって、あなたは、当該決議を継続企業の評価に関連する経営者の対応策として認識した。当該経営者の対応策について、どのような監査手続を実施すべきかを述べなさい。

問 監査人として、継続企業の前提について以下のように判断した場合、以下の監査報告書（抜粋）の空欄を埋めなさい。

- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、当該事象又は状況を解消又は改善するための対応策を講じてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した。
- ・ 上記事項について、継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であると判断した。
- ・ 継続企業の前提に関する事項の開示は適切であると判断した。

監査報告書（抜粋）

監査意見

当監査法人は…

（中略）

…と認める。

 ①
 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は……の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する ② が認められる。なお、当該状況に対する ③ 及び ② が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は ④ 、このような ② の影響は財務諸表に反映されていない。
 当該事項は、 ⑤ 。

<監査 207 財務報告に係る内部統制の監査>

- 問 平成 23 年における簡素化・明確化等の見直しの一つである「内部統制の効率的な運用手法を確立するための見直し」の内容について記述しなさい。
- 問 日本で採用された「インダイレクトレポーティング」方式の意味するところを記述しなさい。
- 問 全社的な内部統制の運用評価手続の種類として、代表的なものを 4 つ記述しなさい。
- 問 全社的な内部統制の評価結果が有効の場合に与える影響について記述しなさい。
- 問 重要な事業拠点において、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスは原則すべてを評価の対象としなければならないとされているが、評価対象としないことが可能となる二要件について記述しなさい。
- 問 業務プロセスに係る内部統制における「開示すべき重要な不備」の具体的な例を二つ記述しなさい。
- 問 決算・財務報告プロセスの 2 分類について記述し、それぞれの具体例を一つずつ述べなさい。

<現預金・借入金>

問 以下の空欄①～⑳に入る最も適切な言葉を以下の選択肢ア～ニの中から選び、記号で答えなさい。

現金及び預金・借入金の実証手続の例示	
1.	現金及び預金・借入金に関する前期の（ ① ）を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
2.	前期の（ ① ）の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、現金及び預金・借入金に関して会社が採用する（ ② ）を把握する。
3.	現金及び預金・借入金並びに関連損益の計上に関する（ ② ）が、所定の基準に準拠して継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、（ ③ ）があることを確かめる。
4.	（ ④ ）において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、（ ⑤ ）及び試査の範囲について理解するとともに、（ ④ ）立案時以降における状況の変化に対応して、（ ④ ）を変更する必要性の有無を検討する。
5.	総勘定元帳等の（ ⑥ ）と（ ⑦ ）とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
6.	現金及び預金残高明細表（事業所別、預金種類別、銀行別等）・借入金残高明細表を入手し、合計調べの上、補助元帳、（ ⑧ ）及び試算表と突合する。
7.	現金及び預金・借入金の期末残高について期間比較等の（ ⑨ ）を実施し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
8.	借入金の新規借入額、借換・返済額及び利息の支払額について、議事録、稟議書、（ ⑩ ）、計算書等の関係記録及び証拠資料と突合するとともに、処理の妥当性を確かめる。
9.	（ ⑪ ）手続に従い、現金、預金通帳及び預金証書等の（ ⑪ ）を行うとともに、その結果を現金及び預金残高明細表と突合する。また、（ ⑪ ）時における検出事項等についてフォロー・アップする。
10.	（ ⑫ ）手続に従い取引金融機関に、預金、借入金、（ ⑬ ）提供、為替予約、その他の取引（オフバランス取引を含む。）について（ ⑫ ）を行う。
11.	預金残高明細表・借入金残高明細表と、取引金融機関からの（ ⑭ ）を突合する。
12.	預金に関して（ ⑮ ）、当座勘定照合表の通査、期末日前後の銀行口座間預金振替取引の検証等により、期末日前後の異常取引の有無を確かめる。
13.	預金の受取利息計上額・借入金の支払利息計上額の妥当性を、（ ⑯ ）等の（ ⑨ ）によって確かめ、必要と認めた場合には証憑突合を行う。
14.	外貨建の現金及び預金・借入金残高がある場合は、円換算額が（ ⑰ ）に準拠して適切に計上されていることを確かめる。
15.	通貨（ ⑱ ）契約や金利（ ⑱ ）契約が付された借入金がある場合は、元本の計上額及び金利の処理が妥当であることを確かめる。
16.	（ ⑲ ）、当座借越、長・短借入金の区分、（ ⑲ ）提供情報等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
17.	監査手続の実施結果、（ ⑳ ）及びそれに対する所見等を要約する。
<p>（選択肢）</p> <p>ア：銀行確認状 イ：総勘定元帳 ウ：契約書 エ：分析的手続 オ：実査 カ：監査調書 キ：検出事項 ク：正当な理由 ケ：長期性預金 コ：会計方針 サ：前期首残高 シ：前期末残高 ス：当期首残高 セ：当期末残高 ソ：監査計画 タ：確認 チ：担保 ツ：実施時期 テ：スワップ ト：外貨建取引等会計処理基準 ナ：オーバーオール・テスト ニ：小切手のカット・オフ・テスト</p>	

問 以下の空欄①～⑥に、最も適切な言葉を入れなさい。

現金実査に関する留意事項
1. できる限り（ ① ）ないしは（ ① ）に近い時点で実施する。
2. 預金証書、受取手形・有価証券等換金性の高いものと（ ② ）に実査する。また、保管場所が複数の場合も、可能な限り（ ② ）に実査する。
3. 実査対象物件は、全て（ ③ ）の管理下において行う。
4. 必ず会社担当者の立会を求めて行い、実査終了後に実査結果を記載した調書に実査対象物件の返却を受けた旨の（ ④ ）をもらう。この場合、調書の記載方法は、万年筆かボールペンによる。
5. 実査対象物件の保管場所（金庫等）を視察し、（ ⑤ ）のものの有無についても注意を払う。
6. 実査基準日の残高を確定するため、関連する（ ⑥ ）に関する情報を入手し、後日、締切の適正性を検証する。

問 以下の空欄①～⑧に、最も適切な言葉を入れなさい。同じ言葉を複数回用いても可とする。

銀行取引に関する確認のポイント
1. 銀行へ送付する確認状には（ ① ）のみを記載し、銀行側に金額、条件等について記載を依頼する。これは、簿外負債等の有無について（ ② ）的に検証するためである。
2. 確認依頼状には、銀行届出者の記名及び（ ③ ）の押印が必要である。
3. 銀行確認状は、銀行取引項目の相対的危険性から、（ ④ ）の項目について回答を得る必要がある。具体的には、発送した確認状は（ ⑤ ）回収し、該当事項がない場合も空欄ではなくその旨記入してもらう方法がある。
4. 確認状発送の際には、必ず監査人が（ ⑥ ）投函する。
5. （ ⑦ ）の銀行に対して、確認を行う（取引残高ゼロの銀行であっても必ず確認を行う。）。
6. 当座預金口座については、期末日前後の（ ⑧ ）の写しの添付を依頼することが望ましい。

問 現金預金の監査を行う際に、期末日前後の銀行口座間預金振替取引（預け替取引）の検証等により、期末日前後の異常取引の有無を確かめる必要があるが、それは何故か。これに関し、以下（1）～（3）の間に答えなさい。

- （1）想定されるA銀行からB銀行への預け替取引について説明した上で、①虚偽記載を行った場合の仕訳 及び ②正しい仕訳を示しなさい。
- （2）当該虚偽記載が存在する場合に、残高確認のみでは発見が困難な理由を説明しなさい。
- （3）当該虚偽記載が存在しないことを確かめるために、必要な監査手続を記述しなさい。

解答に当たっては決算日が3月31日の会社を前提とし、仕訳の勘定科目は「当座預金（A銀行）」「当座預金（B銀行）」「売上」のいずれかを用いること。

問 監査基準委員会報告書 500「監査証拠」に基づいて、実査がどのような監査手続か、また各アサーションに対する実査の監査証拠との関係について述べなさい。

問 監査基準委員会報告書 505「確認」に基づいて、確認手続を実施する場合に監査人が管理しなければならない事項を4つ記載しなさい。

問 下記の取引について、各日における仕訳を記載しなさい。仕訳がない場合は“仕訳なし”と解答すること。

<前提条件>

(1) 平成 X1 年 7 月 1 日に期間 5 年、6 ヶ月 LIBOR+0.5%で 100,000 の借入を行った。借入金の返済は 5 年度に一括で返済される。

借入と同時に、変動金利を固定金利に変換するため、想定元本 100,000 の金利スワップ契約を締結した。金利スワップの条件は、6 ヶ月 LIBOR+0.5%の変動金利を受取り、2%の固定金利を支払う、スワップ期間は 5 年である。

借入金の利息の支払い及び金利スワップの利息の受取りと支払いは、いずれも後払いで 6 月 30 日と 12 月 31 日に行われる。

また、6 ヶ月 LIBOR の推移は次のとおりであり、金利は利払日から 6 ヶ月前の水準が適用される。

当社の決算日は 3 月 31 日である。

日付	6 ヶ月 LIBOR
X1 年 7 月 1 日	1.25%
X1 年 12 月 31 日	1.62%
X2 年 3 月 31 日	1.54%

(2) 上記の金利スワップ及び対象となっている借入金については、金利スワップの想定元本と借入金の想定元本が同一であり、金利の受渡条件及び満期も全く同一である。したがって、金利スワップの特例処理の要件を満たすと判定されるため、特例処理を採用することとする。

(3) 勘定科目は、現金預金、デリバティブ資産、借入金、未払費用、デリバティブ負債、支払利息、デリバティブ評価益、デリバティブ評価損の中から使用するものとする。

問 以下の文の () 内に適当な語句を以下の《選択肢》(ア)～(ソ)より1つずつ選び、記号で答えなさい。

1) 現金預金の定義は、

現金預金=現金(通貨+(①))+銀行預金であり、銀行預金には当座預金・普通預金・定期預金等の種類がある。

ただし、(②)は財規ガイドライン8の2-1により有価証券に含まれることに留意する。

2) キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物とは、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」及びその注解によれば以下のとおりである。

現金 …… 手許現金及び(③)

現金同等物 …… 容易に(④)であり、(⑤)の変動について僅少なり
スクしか負わない短期投資

3) 最もリスクが高く、強固な管理が要求される現金の管理に問題があるクライアントについては他の勘定科目も監査上(⑥)もしくは(⑦)のリスクが高い可能性があるので要注意である。

《選択肢》

(ア) 不正 (イ) 終値 (ウ) 換金可能 (エ) 定期預金 (オ) 通知預金

(カ) 価値 (キ) 換算可能 (ク) 譲渡性預金 (ケ) 外国通貨 (コ) 実在性

(サ) 評価可能 (シ) 普通預金 (ス) 要求払預金 (セ) 通貨代用証券 (ソ) 誤謬

問 シンジケートローンの一般的なメリットとデメリットをそれぞれ1つ記載しなさい。

問 コミットメントラインと当座貸越の相違点を二つ記載しなさい。

問 実査を実施するにあたり、一般的に留意すべき事項のうち、特に重要と思われる事項を2つあげなさい。

問 以下の文の（ ）内に適当な語句を入れなさい。

- 1) 内部統制とは基本的に、業務の有効性及び効率性、（ ① ）、事業活動に関わる法令等の遵守並びに（ ② ）の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、（ ③ ）、リスクの評価と対応、（ ④ ）、情報と伝達、モニタリング、（ ⑤ ）、の6つの基本的要素から構成される。
- 2) 預金証書などは換金可能性が高いため、担当者が不正に換金をしていたり、（ ⑥ ）に差し入れている可能性もある。
- 3) 監査人は、統制リスクを評価するにあたって、まずは内部統制を（ ⑦ ）し、その後アサーションごとに統制リスクの（ ⑧ ）を行い、その後運用評価手続を実施することとなる。なお、内部統制が適切にデザインされ、それが業務に適用されているか否かを判断するための監査証拠を入手するリスク評価手続には、財務報告目的の情報システムを経由した取引の（ ⑨ ）の実施も含まれる。
- 4) 実査に際しては会社担当者の（ ⑩ ）を求め、現物返還後に実査対象物の（ ⑪ ）を入手する。
- 5) 実査はできる限り（ ⑫ ）ないしは（ ⑫ ）に近い時点で実施する。
- 6) 売掛金に対する確認により入手した監査証拠は、実在性には適合するが、（ ⑬ ）性には必ずしも適合しない。
- 7) 3月末決算の会社にて銀行口座間預金振替取引を検証する場合、まずは当座預金について4月上旬における（ ⑭ ）を調査し、出金取引の中で銀行口座間預金振替取引によるものを抽出し、次にその相手銀行の（ ⑭ ）上の（ ⑮ ）を確かめる。
- 8) 現預金及び資金調達に係る業務の流れを把握する技法として、業務記述書や（ ⑯ ）を閲覧することが挙げられる。

問 以下の文のうち正しいものには○、誤っているものには×をつけ、誤っている場合にはその理由を簡潔に書きなさい。

- 1) 実査は現物を確認する目的で実施されるため、簿外資産に注意する必要がある。可能であれば現物を保管している金庫内をすべて見せてもらうことが望ましい。
- 2) 預金通帳・証書の実査において、コピーを提示されることがあるが、コピーで内容が確認できるので実査したことになる。
- 3) 定期預金の実査に際しては、金額のみでなく他の事項（証券番号、満期日等）についても明細表と突合する。
- 4) 銀行取引の残高確認においては、銀行確認依頼状に項目のみを記載し、銀行側に金額・条件等について記載を依頼する。これは、負債等の網羅性を検証するためである。
- 5) 確認手続において、回答金額が会社の帳簿金額と異なっている場合であっても、その差額が僅少の場合は効率的な監査を実施のため、監査調書上「重要性がないためPass」としてそれ以上の検討は必要ない。
- 6) 銀行取引に関しては、残高ゼロの場合も含め、原則としてすべての取引銀行に対して確認を行う。
- 7) 確認状を会社に交付して作成を依頼する場合は、会社に交付した確認状の枚数を確かめ、作成済のもののみならず未使用のものや書き損じのものも含めすべて返却を受ける。

<販売>

問 あなたは、A社（製造業、売上計上基準は出荷基準）の販売サイクルの内部統制の監査を実施しており、A社に「売上傳票が出力されると、経理部門では、売上傳票と出荷報告書との照合が行われる。」という内部統制が存在することを確認した。これに関して以下の問いに答えなさい。

- (1) 上記の内部統制に関連するアサーションは発生・実在性と何か答えなさい。
- (2) 販売サイクルにおける受注、出荷の業務区分において、発生・実在性に関連する内部統制を3つ記述しなさい。
- (3) 売上の発生・実在性というアサーションに関し、複数の内部統制の存在が確認された場合、運用評価手続を実施するに当たっての留意点を記述しなさい。

問 収益における不正な財務報告に関するリスク対応手続に関する次の記述のうち、①～⑥に当てはまる語句を解答欄に記入しなさい。

- ・各種データを利用して、収益に関する（①）を実施する。例えば、月別及び製品別又は事業セグメント別に、当年度の収益を前年度の収益と比較する。（②）は、通例でない又は予期せぬ収益間の関係や取引の識別に有用な場合がある。
- ・会計処理は特定の条件又は契約により影響を受けるが、それらの事項、例えば、リベートに関する算定基礎や（③）が十分に明記されていないことが多いため、契約条件及び付帯契約がないことを取引先に確認する。検収条件、引渡条件、支払条件、製品の返品権、保証された再販金額、解約条項又は払戻条項がある場合には、このような状況が当てはまる。
- ・販売担当者、マーケティング担当者又は法務部門担当者に、（④）近くの売上と出荷、及びこれらの取引に関連する通例でない条件や状況について質問する。
- ・（④）に複数の事業所を往査し、出荷準備が完了した又は返品処理待ちの商品を観察する、又は売上や棚卸資産の（⑤）手続を実施する。
- ・収益に関する取引がコンピュータ処理されている場合には、計上された収益に関する（⑥）と記録に関する内部統制の有効性を検証する。

問 買戻し条件付販売とは、売手が販売時にその商品等を、後日一定の条件で買戻す契約をする、いわゆる買戻し条件付販売である。

買戻し条件付販売についてどのように会計処理を行うべきであると考えますか？その理由とともに述べなさい。

問 特殊な売上取引の代表例として在庫売上が挙げられる。在庫売上とは、物品を未出荷の状態のままで売上計上することをいい、売上取引の一形態とされているが、売上計上時点までに物品が出荷されていないため、その販売行為が実質的に完了しているか否か少なくとも外形的には判定できない場合が多い。

そこで、監査上、在庫売上の売上計上の適否を判断するにあたって、どのような点に留意する必要があるか。3つ挙げよ。

問 あるメーカーで、重要性の基準値を上回る金額で（借方）売掛金（貸方）売上高の不適切な売上計上が行われた場合、監査上、どのような手続を実施すればこれを発見することができるか。2つ答えなさい。

また、重要性の基準値を下回る金額で同様の取引が多数行われた場合はどうか。1つ答えなさい。

問 販売サイクルの特徴を述べなさい。また、販売サイクル（売上高、売上債権）について監査を実施するうえで留意する必要があると考えられる事項を3つ述べなさい。

問 在庫売上とは、物品を未出荷の状態のまま売上計上することをいう。この種の取引に関する売上計上の適否については次の諸点に留意する必要がある。以下の空欄を埋めなさい。

- ・買手からの（ 1 ）があること。
- ・買手への（ 2 ）が送られ、また、買手から（ 3 ）等入手していること。
- ・買手が当該取引の（ 4 ）を行っていること。
- ・（ 5 ）が通常の場合と同じであること。
- ・倉庫内の自社品と在庫売上品が明確に（ 6 ）されていること。
- ・（ 7 ）が取り交わされていること。
- ・外部倉庫に保管されている商品等について（ 8 ）が行われ以後の（ 9 ）は買手が負担していること。

問 受取手形の実査に関する監査手続について以下の空欄に最も適切な語句を記入し、説明文を完成させなさい。

1. 受取手形について、	についての概要を把握する。
2. 実査に際しては	を入手する。
3. 受取手形明細表を入手し、	担保品預り証、手形割引依頼書等と突合する。
4. _____ 場合は、	それらについても実査し、その管理簿と突合する。また、
5.	を要約する。

- 問 以下の売上計上にかかる監査上の留意点について、それぞれ回答しなさい。
- ① 売上の期間比較をした結果、それがトレンドを超えているかどうかを判断するためには、監査人として、どのような心がけをしておく必要があるか。
 - ② 決算期直前は予算と実績の比較をすることが重要であるが、それはなぜか。
 - ③ 架空売上は関係会社を利用して行われることが多いため、関係会社へ出荷し売上が計上され、売掛金が回収されたから良いと判断するのではなく、監査人はどのような実態把握に努める必要があるか。
 - ④ 架空売上により売掛金が計上された場合、滞留債権と認識される前に、経理担当者はどのような会計処理を行うと想定されるか。
 - ⑤ 架空売上は、主要得意先で行うと異常値が目立つため、諸口口座を利用して行われることが想定される。このため監査人はどのように会社に指導しておくべきか。
 - ⑥ 架空売上については、帳簿から対応する（ア）を売上原価に計上しない場合には、（イ）が異常に（ウ）値を示し、（イ）の分析過程で発見されることが多い。このケースにおいては、そもそも売上計上と（エ）が連動していないことが、内部統制上問題である。
また売上原価に計上した場合、対応する（ア）について、（オ）に他の場所に保管することが必要になる。従って、立会時に（カ）になっている（ア）については、架空売上と関係している可能性があるため、（キ）の聴取が必要である。
ア～キについて当てはまるものを下記の語群より選びなさい。

<語群>

a 利益率、b 原価率、c 入庫入力、d 出庫入力、e 除外理由、f 棚卸除外扱い、g 実地棚卸時、h 高い、i 低い、j 在庫、

問 スタッフのBさんは外部保管倉庫のたな卸立会手を担当することになった。以下Bさんの業務遂行中に起こった出来事である。

- ① Bさんはクライアントの本社から比較的近距離にあるZ倉庫を立会先として選定した。
- ② 立会時にBさんは棚卸除外となっている在庫についてクライアントへ質問したところ、物品は未出荷の状態であるものの、得意先への売上計上がなされている旨の回答を得た。

以上の出来事に対して次の各問に答えなさい。

- (1) 上記の出来事において、監査手続上、Bさんが改善すべき点があれば述べなさい。
- (2) 上記②の売上計上の適否について留意すべきと考えられる事項を5つ述べなさい。

問 売掛金の確認手続に関して、確認先からの回答がなかった場合に実施すべき代替手続について説明しなさい。

問 次の文章は、貸倒引当金に関する一般的な監査手続の一部を示したものである。括弧内に当てはまると考えられる最も適切な語句を解答用紙に記入しなさい。

- (1) (①) を査閲すること等により、(②)、(③)、劣後債権等の有無を把握するとともに、これらの債権について(④) を検討する。
(②) 等の(④) の検討に基づき、貸倒引当金計上額の妥当性を確かめる。
- (2) 受取手形の(⑤) を査閲すること等により、決済期日超過手形、(⑥)、(⑦) 等の有無を把握し、その発生理由及び(④) を確かめるとともに、これらの手形に対する貸倒引当金計上の必要性を確かめる。

問 スタッフの A さんは売掛金の確認手を担当することになった。以下は A さんの業務遂行中に起こった出来事である。

- ① クライアントは A さんが選定した発送先の一部について、取引上のトラブルを抱えていることを理由として、確認状発送の見合わせを主張した。
- ② クライアントは確認状の発送の手伝いを申し出たが、A さんは丁重に断った
- ③ 発送先 X については、確認状の回答が「一致」とされているものの、一部の取引について検収後のクレームが発生していることをクライアントに対する質問により把握している。
- ④ 回答期限を過ぎても回答が入手できなかった発送先 W については、監査手を迅速に実施するため A さんは社内証票との照合による代替手をただちに実施した。
- ⑤ A さんが確認先の選定に当たって用いた債権リストについて、一部の債権が除外されていたことが後日判明した。

以上の出来事に対して次の各問に答えなさい。

- (1) 上記①の会社の主張に対して、A さんはどのように対応すべきであるかについて考えを述べなさい。
- (2) A さんが②のような対応を行った理由について述べなさい。
- (3) 上記③の状況を受けて、A さんはどのような検討が必要であるかについて述べなさい。
- (4) 上記④の A さんの監査上の対応について改善すべき点とその理由を述べなさい。
- (5) 上記⑤のようなミスが起きないようにするために、どのような手続きを実施する必要があるか述べなさい。

問 循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について（会長通牒平成 23 年第 3 号）には、監査手続実施上の留意事項として残高等の確認に関する対応が以下のとおり記載されている。空欄に当てはまる最も適切な用語を語群から選択して答えなさい。

売上債権の確認先選定に際して、会社が何らかの理由を挙げ確認状発送の見合せを主張する場合、そこに不正による重要な（ 1 ）が潜んでいる可能性がある。このため、（ 2 ）に（ 3 ）があるかどうか慎重に検討する必要がある。

その結果、不正の兆候を示している場合には当該兆候の内容を十分に調査し、不正の可能性を確かめる等の適切な対応を行うこととなる。（ 2 ）に（ 3 ）がある場合には、予定した確認項目について、（ 4 ）を検討することが大切である。また、確認先の選定に当たっては、一定金額以上の残高を有する大口得意先だけでなく、すべての対象項目について抽出機会が与えられるように（ 5 ）に抽出する必要があるかどうかを検討することが大切である。また、確認先の選定に当たって用いる債権リストから一部の債権が除外されることがないように、リストの（ 6 ）及び（ 7 ）に十分留意する。

監査人は、確認に対する回答の（ 8 ）について検討する必要がある。確認状の回答が、「一致」として回収されても、他の監査手続の結果入手した監査証拠との（ 9 ）を考慮したときに、差異が発生していないことが異常なこともある。

確認状について回答が入手できなかったため、（ 10 ）との照合による（ 4 ）を行う場合があるが、（ 10 ）は一般的に証拠力が弱いと考えられるため、監査リスクが高まる可能性があることに留意する。

このため、重要な（ 1 ）が高い取引については、より証拠力の強い（ 11 ）を入手し、工事案件等の場合には、（ 12 ）等の実施を検討することが考えられる。

実在性 網羅性 正確性 整合性 信頼性 無作為 代替手続 正当な理由 現場視察 社内証憑 正当な注意 虚偽表示のリスク 外部証憑 証憑突合 帳簿突合 棚卸立会 経営者による制約 実査

問 次の①～⑤の売上の認識時期が、それぞれ正しいと思う場合には「○」を、誤っていると思う場合には「×」を解答用紙に記載するとともに、その根拠も併せて所定の欄に記述しなさい。

- ① ホームセンターで一般的に販売されているねじを製造している A 社は、ホームセンター B 社より、汎用ねじ 2,000 個を平成 26 年 4 月 5 日に納品する契約を受注した。しかし、B 社の都合により、A 社はそのうち 500 個を平成 26 年 3 月 25 日に納品することになり、納期に間に合うように前日の平成 26 年 3 月 24 日に出荷したが、契約受注数量である 2,000 個の出荷がすべて完了していないため、平成 26 年 3 月末時点では、500 個分についても売上計上しなかった。
- ② ソフトウェア制作会社である C 社は、平成 24 年 4 月 1 日に、大手メーカーの D 社から販売管理システム制作を 1,200 百万円で受注した。指定納期は平成 26 年 4 月 20 日であったが、制作進捗過程で機能を一部省略することに両社が合意したため、C 社は販売管理システムを平成 26 年 3 月 10 日に納品することができ、D 社から平成 26 年 3 月 31 日に検収も受けている。しかし、機能の一部を省略したため、当初の 1,200 百万円から値引することについて両社はすでに合意しており、平成 26 年 3 月 31 日の検収時点では、凡その金額は合意に達しつつあるものの正式な覚書の締結には至っておらず、取引金額が確定していないため、C 社は売上計上を見送った。
- ③ 建設作業現場で使用される資材を販売している E 社は、ゼネコンの F 社に対してオリンピック開会式会場の建設に使用される建設資材を平成 26 年 3 月 31 日に納品したが、当該資材は F 社ではオリンピック開会式会場の建設期間にのみ使用されるため、建設完了後に E 社が買い戻すことで両社は合意している。しかし、当該資材の販売代金は、納品の翌月に F 社から入金されるため、E 社は実現主義の要件を満たしていると判断し、平成 26 年 3 月 31 日に売上計上した。
- ④ 部品製造会社である G 社は大手メーカーの H 社との間で製造部品 1,000 個を平成 26 年 3 月 31 日までに納品する契約を締結した。G 社は当該契約に基づき、平成 26 年 3 月 25 日には製造を完了させ、すでにいつでも出荷できる準備を整えていたが、メーカーの H 社の都合で納品期日が平成 26 年 4 月に延期された。当該納品期日の延期は、メーカー H 社の生産計画変更に伴うものであり、G 社には帰責事由はないため、在庫売上の合理的な理由が存在するものとして当初の指定納期である平成 26 年 3 月 31 日に売上計上した。
- ⑤ 出版卸業者である I 社は、書店 J 社に対して書籍を販売している。I 社は、平成 26 年 3 月 25 日に書店 J 社に対して「収益認識にかかる実務詳細解説」という書籍 1,000 冊を納品したが、書店 J 社からの返品を受け付ける契約を締結しているため、納品時点である平成 26 年 3 月 25 日では売上の計上を見送った。なお、I 社は、書店 J 社より、書店での販売如何にかかわらず J 社への納品の翌月に 1,000 冊分の売上代金が入金されることになっている。

問 工事進行基準および工事完成基準とは何かを答えなさい。

問 下記の条件に基づいて、X1 年度、X2 年度及び X3 年度のそれぞれの工事収益の金額を答えなさい。

(前提条件)

- ① 工事契約の施工者は、橋梁の建設についての契約を締結した。契約で取り決められた当初の工事収益総額は 10,000 百万円であり、施工者の工事原価総額の当初見積額は 9,000 百万円である。
- ② 橋梁の建設には 3 年を要する予定である。
- ③ X1 年度末において、施工者の工事原価総額の見積額は 9,100 百万円に増加した。
- ④ X2 年度において、顧客は契約内容を変更することとし、施工者は当該変更により工事原価は 300 百万円増加すると見積った。また、工事収益総額を 10,500 百万円とする契約条件の変更が取り決められた。
- ⑤ 施工者は、決算日における工事進捗度を原価比例法により決定している。X1 年度、X2 年度及び X3 年度で発生した工事原価はそれぞれ 2,275 百万円、4,493 百万円及び 2,632 百万円である。

<購買・棚卸資産・原価計算>

問 購買に関連した以下の問に答えなさい。

- (1) 一般的に、購買取引における仕入計上基準としては、検収が完了した日をもって仕入計上の日とする検収基準が採用されることが多いと言えます。ここで、検収とは、どのような手続のことをいうのかについて、簡潔に説明しなさい。
- (2) 購買取引に関連した監査手続として、当期に計上すべき未計上債務の有無を確かめる手続として、どのようなものがあるでしょうか？一例を挙げなさい。
- (3) 以下の説明には正しい説明と誤った部分を含む説明があります。正しい説明には判定欄に「○」を記入し、誤った説明には判定欄に「×」を記入しなさい。
 なお、「×」の解答については、「×」と判断した理由を、簡潔に記載しなさい。
 (単に説明の中で誤っている箇所を指摘するだけではなく、その箇所が何故誤っているのかについて記載すること)

- ① 売掛金に対する監査手続と同様に、買掛金に対する監査手続においても、実在性を検討することが非常に重要である。そのため、一般的には、確認手続は買掛金については必須の手続であるといえる。
- ② 商品等棚卸資産の購入代価が物の受入れまでに決まっていなかった場合、物の受入れ時点では仕入計上するべきではなく、購入代価が確定した時点で仕入計上するべきである。
- ③ 監査手続として、買掛金に対する確認手続を行う場合において、発送金額と回答金額に差異がなかった取引先については、一切注意を払う必要はない。
- ④ 購買取引においては、一般的に、同様の品物をより安価に購入するために、見積書の金額を比較する行為であるアイミツ（相見積）は重要であると言える。

問 下記に記載のある特殊な購買取引について、その内容を簡潔に述べなさい。また、それぞれの購買取引について留意すべき点について述べなさい。

(外注加工・有償支給・使用高検収・直納・預け品)

問 棚卸資産は、日常業務では「在庫」とも呼ばれ、企業における通常の生産や販売、管理活動に必要な資産であり、当該企業が販売する目的で一時的に保有する商品・製品・半製品・仕掛品・原材料などの総称です。棚卸資産には様々なリスクが考えられますが、これらのリスクに対応するため、企業は内部統制を構築しています。棚卸資産に関連するリスクと対応する内部統制の例示を以下に記載のあるそれぞれの業務について述べなさい。

業務	リスクの内容	統制の内容
全般		
生産		
保管		
払出		
会計処理		

問 監査委員会研究報告第 11 号「監査マニュアル作成ガイド」財務諸表項目の監査手続編（平成 12 年 9 月 4 日 日本公認会計士協会）に記載されている「棚卸資産の監査手続の例示」及び「実地たな卸立会の監査手続の例示」に関連し、以下の問(1)～(6)に答えなさい。

(棚卸資産の監査手続の例示)

監 査 手 続	
1	棚卸資産に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
2	前期の監査調書の査閲又は原価計算規程・マニュアル等の閲覧により、棚卸資産に関して会社が採用する会計方針を把握する。
3	棚卸資産及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合は、正当な理由があることを確かめる。
4	会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
5	監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
6	実地棚卸立会手続に従い、棚卸の立会を実施する。
7	総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
8	棚卸資産残高明細表（棚卸表を含む。）を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
9	期末残高（品目別、場所別等）について、期間比較増減分析、 <u>回転期間分析 (A)</u> 、単価比較等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
10	<u>棚卸資産の評価基準及び評価方法 (B)</u> について、その処理の妥当性及び前期末との継続性を検討する。
11	実地棚卸立会時におけるテスト・カウント、カット・オフ・データ、タグ・コントロール等の実施事項及び検出事項をフォロー・アップすることにより、棚卸資産計上額及び期間帰属等の妥当性を確かめる。
12	棚卸差異の発生原因を分析し、その承認及び処理の妥当性を検討する。
13	期末日以外の基準日に実地棚卸が実施されている場合には、 <u>棚卸実施日と期末日との間の入出庫取引の妥当性を総括的に検証する (C)</u> 。
14	外部保管の棚卸資産については在庫証明書と突合する。また、必要と認めた場合には、実地棚卸の立会又は確認を実施する。
15	原価差額の棚卸資産への配賦計算の妥当性を確かめる。
16	在庫リストの査閲、補助元帳の通査等により、 <u>不良品、陳腐化品、長期滞留品、旧製品等 (D)</u> の有無を把握し、評価の妥当性を検討する。
17	担保に供されているものの有無及びその内容、並びに借入金等との対応関係を確認する。
18	決算整理に係る資料を閲覧し、棚卸資産関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
19	棚卸資産の種類、評価基準及び評価方法、担保提供棚卸資産等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
20	監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(実地棚卸立会の監査手続の例示)

監 査 手 続	
1	実地棚卸規程、棚卸計画書、棚卸指示書等を事前に入手し、その内容を把握する。
2	立会上の重点項目、抜取り検査の範囲及び方法、注意すべき事項等実施に際して留意すべき事項を事前に把握する。
3	必要と認めた場合には、立会開始前に保管場所の見取り図を入手して、工場、倉庫内を巡回し、棚卸の準備状況及び現品の保管状況を視察する。
4	入出荷部門で棚卸指示書どおり適切な入出庫の調整が行われたかどうかを質問等により確かめる。
5	長期滞留品、不良品等に対して、棚卸担当者がどのように注意を払ったかを、質問等により確かめる。
6	抜取り検査を行い、会社の現品調査が正しく実施され、かつ、これが正しく <u>棚卸原票 (E)</u> に記入されていることを確かめる。
7	抜取り検査手続において、必要と認めた場合には、一部の物品について開袋や開箱等を行い、表示と内容物の一致を確かめる。
8	計量器等の正確性について質問し、状況に応じて、監査担当者自らがその正確性を確かめる。
9	同一品目で保管場所が数ヶ所に分散している場合には、適切な <u>棚卸原票 (E)</u> の添付方法が採られているかを確かめる。
10	棚卸実施中に移動のあった現品については、当該受払伝票を査閲し、適切な処置が取られたことを確かめる。
11	異常品、預け品、 <u>預り品 (F)</u> 、未出荷品、未検収品、担保提供品の有無等について説明を求め、また、内容、リスト等を入手し、現品調査等を行う。
12	誤謬が発見された場合は、棚卸指示書 (<u>棚卸原票 (E)</u> 等の記載方法についての取扱い) に従って処理する。
13	必要と認めた場合には、現品調査終了後に、会社の棚卸責任者等とともに工場、倉庫等を巡回し、すべての現品に <u>棚卸原票 (E)</u> が添付されていることを確かめる。
14	<u>棚卸原票の回収状況と管理状況 (タグ・コントロール) を検証するため、棚卸原票使用報告書の内容を使用済棚卸原票、書損じ棚卸原票、未使用棚卸原票等と照合する (E)。</u>
15	入出庫の締切処理手続 (カット・オフ) の妥当性を検証するため、入出荷部門で棚卸基準日の前後__日間の入出荷の記録を査閲し、後日、売上高の計上又は仕入高 (又は製造費用) の計上、あるいは債権又は債務の計上と照合できる資料を入手又は作成する。
16	実地棚卸立会手続の結果、検出事項及び後日フォロー・アップすべき事項を要約する。

- (1) 下線 (A) に関し、下枠の監査調書抜粋情報から回転期間分析を実施し、所定の解答用紙に検討結果を記入しなさい。なお、回転期間 (月) の計算に当たっては、計算過程では四捨五入せずに最終計算数値を四捨五入し、解答上は少数点以下第 2 位までを記載しなさい。

PER:科目別総括調書 (元資料:前期調書、総勘定元帳)		(単位:百万円)	
科目	前年度	当年度	増減
製品	6,280	5,029	▲ 1,251
仕掛品	8,734	6,938	▲ 1,796
原材料	2,478	1,804	▲ 674
売上高	40,985	30,125	▲ 10,860
売上原価	36,714	28,970	▲ 7,744

PER:企業及び企業環境の理解に関する調書

事業環境及び取引内容に重要な変化はない。

- (2) 下線 (B) に関し、下枠のある会社の会計方針の開示例において、「棚卸資産の評価に関する会計基準 (企業会計基準第 9 号)」 (以下、「会計基準」という。) に準拠していない箇所があります。その箇所と会計基準に準拠していないと判断した理由を、所定の解答用紙に記入しなさい。

棚卸資産の評価基準及び評価方法
(a) 製品…個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
(b) 仕掛品…総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
(c) 原材料…後入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
(d) 貯蔵品…最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

- (3) 空欄 (C) には、期末日以外の基準日に実地棚卸が実施されている場合には棚卸実施日と期末日との間の入出庫取引の妥当性を総括的に検証する手続の名称が入ります。当該手続の名称を所定の解答用紙に記入しなさい。
- (4) 下線 (D) に関し、こういった営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、合理的に算定された価額によることが困難な場合に、収益性の低下の事実を反映するための方法として、会計基準では 2 つの方法が規定されています。その 2 つの方法を所定の解答用紙にそれぞれ記入しなさい。
- (5) 下線 (E) に関し、棚卸原票を使ったこのような棚卸の方法のことを「タグ方式」といい、すべての棚卸資産に棚卸原票が貼られていることが目視で確認できるため、タグ方式のメリットは網羅性を確認できる点にあると言われています。一方、もう 1 つ代表的な棚卸の方法として、継続的な帳簿記録により棚卸基準日の棚卸資産の場所別の一覧を出力し、当該一覧に従って現物との照合を実施する方式があります。そこで、この方式の名称と、タグ方式との比較におけるメリットを、所定の解答用紙に記入しなさい。
- (6) 下線 (F) に関し、販売先から一時的に在庫の保管を依頼された販売済の在庫である預り品については、監査手続を実施する上で十分留意する必要があると言われています。その理由を、所定の解答用紙に記入しなさい。

問 以下の棚卸資産の管理手法の名称を述べなさい。

- ① 数多い管理品目の中で、中心的な動きをしているのはどのような商品か、種類は多いが動きの鈍い商品群はそのようなものを明らかにするための分析技法である。
- ② 在庫量がある数量まで下がった時点で発注する定量発注方式と、定期的に発注する定期発注方式に分けられるものである。
- ③ 工程ごとに「カンバン」とよばれる発注用ボードを備えておき、取引先はカンバンがあればそれを持っていき、部品とともにまた返却する。これは在庫ゼロ、つまり入庫分はすべて出庫する発想である。
- ④ 購買時点管理と呼ばれる情報収集システムで、スーパーマーケット等のレジで商品に記されているバーコードをスキャナでなぞって品名価格等を入力し、商品の販売動向を管理するものである。
- ⑤ 自動受発注システムを指し、上記④などで得たデータを元にして発注情報をコンピュータに入力すると、その情報が受注側がコンピュータによって取り出し、商品の配送などに活かすものである。

問 「棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号 平成20年9月26日改正）（以下、「会計基準」）」に関して以下の問いに答えなさい。

- (1) 売価還元法とはどのような評価方法か説明しなさい。
- (2) 営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の場合で合理的に算定された価額によることが困難な場合、会計基準上、どのような方法が挙げられているか。2つ記載しなさい。
- (3) 時価として再調達原価を適用することができるための条件を記載しなさい。

問 実地棚卸立会時において、20件の抜き取り検査手続きの結果、1件誤謬が検出された場合、あなたは何を考慮して、どのような対応を行うか。考えるところを述べなさい。

問 以下の文章は旧監査委員会報告第8号「立会」（現在は廃止）についてからの抜粋である。空欄に当てはまる最も適切な用語を語群から選んで記号で答えなさい。なお、同じ番号の空欄には同じ用語が入る。

実地たな卸に先だって、会社のたな卸（ 1 ）を検討し、もし（ 2 ）があれば会社に（ 3 ）を求める。

実地たな卸が、たな卸（ 1 ）に定めたたな卸手続に（ 4 ）して行われていることを確かめる。したがって、単に実地たな卸の実施状況を（ 5 ）するだけでは十分ではなく、同時に担当者に（ 6 ）を行い、実地たな卸が、予め定めた手続に（ 4 ）していることを確かめる。

監査人自ら抜き取り検査を行う。抜き取り検査は、実地たな卸手続の（ 7 ）をさらに確かめ、同時にたな卸結果が正確にたな卸表に記載されていることを確かめるために行うものである。

このため、抜き取り検査の結果を（ 8 ）に記入し、後にたな卸表への（ 9 ）の妥当性を検証する際使用するよう留意すべきである。

たな卸資産が多数の事業場に分散している場合、監査人が実地たな卸の立会を行うべき事業場の（ 10 ）は、会社の業態、規模、事業場の保有するたな卸資産の（ 11 ）、金額の（ 12 ）等を考慮して、監査人が決定すべき事項である。

語群					
実在性	網羅性	重要性	確実性	監査調書	
質問	実査	確認	閲覧	視察	準拠
転記	改善	計画	範囲	種類	不備

問 以下の文章は監査委員会研究報告第 11 号「監査マニュアル作成ガイド財務諸表項目の監査手続編」からの抜粋である。必要とされる買掛金の監査手続について、以下に掲げるもの以外の手続を 5 つ述べなさい。

1. 買掛金に関する前期の監査詞書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、買掛金に関して会社が採用する会計方針を把握する。
3. 買掛金に関する会計方針が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
5. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
17. 外貨建買掛金がある場合は、円換算額が「外貨建取引等会計処理基準」に準拠して適切に計上されていることを確かめる。
18. 関係会社残高等について、財務諸表における表示の妥当性について確かめる。
19. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

問 以下の文章はある用語を説明したものである。それぞれアルファベット 3 文字で答えなさい。

1. 販売時点管理と呼ばれる情報収集システムで、スーパーマーケット等のレジで商品に記されているバーコードをスキャナでなぞって品名価格等を入力し、商品の販売動向を管理するものである。
2. 貿易の取引条件のひとつで、売手が買手の指定もしくは本船に貨物を積み込み、その本船上で貨物の引渡しを完了したときに当該貨物の危険と費用の負担が買い手に移る条件のこと。
3. 工程ごとに「カンバン」とよばれる発注用ボードを備えておき、取引先はカンバンがあればそれを持っていき、部品とともにまた返却する。これは在庫ゼロ、つまり入庫分はすべて出庫する発想である。
4. 自動発注システムを指し、販売時点管理システムなどで得たデータを元にして発注情報をコンピュータにいれると、その情報を受注側がコンピュータによって取り出し、商品の配送などに活かすものである。

問 通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準について、答案用紙の空欄に最も適切な語句を記入し、説明文を完成させなさい。

【原則】

() をもって () とする。
 () が () している場合には、当該 () をもって () とする。

【売却市場において市場価格が観察できないとき】

() を売価とする。これは () を用いる場合や、() を用いる場合を含む。

【営業循環過程から外れた滞留または処分見込等の棚卸資産】

() によることが困難な場合には、() まで切り下げる方法に代えて、その状況に応じ、次のような方法により収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理する。
 a. 帳簿価額を () まで切り下げる方法
 b. () 場合、() を切り下げる方法

問 原価計算に関し、以下の問題文を読み、(1)～(3)に答えなさい。

<問題文>

- ① P社は会社法上の大会社で上場準備中であり、連結財務諸表も監査対象としている。
- ② P社は3つの主要事業を有し、このうち1つの事業では、主要製品として大型機械A（以下、A）を製造・販売している。
- ③ Aの主な部品は主として海外製造子会社S社が生産し、P社国内工場での工程を経て、取引先に出荷している。
- ④ Aは受注に応じて生産される。受注から出荷までの期間は、通常、3ヶ月を要する。
- ⑤ P社は、Aに対して完成品毎の個別原価計算を適用している。
- ⑥ S社で生産された主要部品は、S社国内の港で船積みされた時点で、P社の原材料勘定に計上される。
- ⑦ 輸入された主要部品は国内倉庫に保管され、生産のために倉庫から工程に向けて出庫した時点で原材料勘定から払い出され、製造勘定に計上される。
- ⑧ Aの製造原価は、個々の受注に対応して付番された製造コード毎に集計される。
- ⑨ Aの製造原価のうち原材料費は、製造コード毎の実際使用分が集計される。
- ⑩ Aの製造原価のうち毎月の労務費・経費発生額は、製造コード毎の実際作業時間に応じて按分され集計される。
- ⑪ Aは完成品検査の終了時点で完成品となり、当該完成品の製造コード毎の製造原価が製造勘定から払い出され、製品勘定に計上される。
- ⑫ 製造勘定残高は、期末に仕掛品勘定に振り替えられ、翌期首に製造勘定に振り戻される。
- ⑬ P社は、主要部品について循環棚卸を実施している。全ての部品に対して2年間に1回、棚卸が行われている。

- (1) P社の実施した循環棚卸の結果、<問題文>⑦に示された原材料払出を起因とする、前期の売上原価の過少計上が判明したものとす。このような誤謬を発見・防止するために、どのような内部統制を追加的に整備すべきと考えますか？

以下の<業務手順書>～抜粋～及び<判明した誤謬>を参考に、解答欄に2つ記入しなさい。

<業務手順書>～抜粋～

- ・P社国内倉庫担当者（以下、倉庫担当者）は、P社工場担当者から送付された出庫指示書にしたがい、出庫用部品を準備する。
- ・倉庫担当係長は、出庫用部品と出庫指示書を照合し、出庫指示書に押印する。
- ・倉庫担当者は、出庫用部品を出庫し、原材料受払システムに出庫数量を入力する。
- ・原材料受払システムに入力された出庫情報は、翌日に会計システムに反映される。

<判明した誤謬>

- ・倉庫担当者は、原材料受払システムに出庫数量を入力する際、「500」と入力すべきところを誤って「5」と入力した。
- ・当該部品を使用した製品は、前期に出荷した。
- ・当該部品の循環棚卸は、当期に実施した。

- (2) 監査の結果、P社連結財務諸表作成時において、S社のP社に対する未実現利益の消去漏れが判明したものとす。このような誤謬を発見・防止するためには、どのような内部統制を追加的に整備すべきと考えますか？

以下の<業務手順書>～抜粋～及び<判明した誤謬>を参考に、解答欄に2つ記入しなさい。

<業務手順書>～抜粋～

- ・P社経理部は連結財務諸表作成時に、P社購買担当部署からS社からの購買部品リストを入手する。
- ・倉庫担当者は、経理部から送付された購買部品リストに、倉庫内の期末在庫数量を記入し、経理部に返送する。

<判明した誤謬>

- ・期末日にS社から船積みされた部品における未実現利益が、消去対象となっていなかった。
- ・例年、取引先への出荷は期末に集中し、翌2~3ヶ月の出荷はわずかであったが、当年度は、期末日から2ヶ月後の大量納品の受注が発生したため、期末日にS社からの船積みが行われた。

- (3) P社の内部調査の結果、架空の製造コードに製造原価が集計されていることが判明したものとす。このような不正を発見・防止するためには、会社はどのような内部統制を追加的に整備すべきと考えますか？また、監査人は不正が発覚した後、どのような対応（監査手続）をすべきと考えますか？

以下の<業務手順書>~抜粋~及び<判明した不正>を参考に、会社の内部統制を1つ、監査人の対応を2つ、解答欄に記入しなさい。

<業務手順書>~抜粋~

- ・営業担当者は、電話・FAX等で見積り依頼を受けた際、仮受注コードの発行申請書を作成し、見積書を添付して担当課長に申請する。
- ・営業課長は、見積書の内容を精査し、仮受注コードの発行を承認する。
- ・営業担当者は、見積内容が合意となり次第、契約申請書を作成し正式な受注コードの発行を担当課長に申請する。
- ・営業課長は、契約申請書の内容を精査し、受注コードの発行を承認する。
- ・受注コードは、生産開始後、製造コードとして使用される。

<判明した不正>

- ・営業担当者Z（以下、Z）は、受注を装い見積書を偽造し、仮受注コードおよび受注コードを発行申請し、承認を受けた。
- ・Zは、担当取引先へのミスから生じた追加コストを当該取引先に請求出来ず、架空の製造コードへ付け替えることとした。
- ・長期滞留となっている製造コードに対してP社が内部調査を行った結果、架空の製造コードであることが判明した。
- ・業界慣行として、契約時に文書は作成されず、納品時に納品書を取引先に発行し、受領書を取引先から入手する。

問 四半期財務諸表に係る会計処理について次の問いに答えなさい。

- ① 棚卸資産に関する四半期財務諸表に係る特有の会計処理を1つ挙げ、その内容を簡潔に述べなさい。
- ② 棚卸資産に関する四半期財務諸表に係る簡便的な会計処理を3つ挙げ、その内容を簡潔に述べなさい。

問 確認の監査手続を実施する際に留意すべき事項について述べなさい。

問 実地棚卸立会について、次の問いに答えなさい。

- ① 監査人が立会を行う目的を4つ述べなさい。
- ② あなたは棚卸立会を実施する前に関与先と当日の打合せを行い、その中で関与先の立会担当者から多額の在庫を外部倉庫に預けている旨の情報を得ました。このように第三者が保管し、管理している棚卸資産が財務諸表において重要であると考えられる場合、どのような手続を実施しなければならないか述べなさい。

問 以下の用語について、解答用紙の様式に従い内容を説明しなさい。

- (1) 有償支給取引 (2) 無償支給取引 (3) 直納 (4) 購買先選定規程

問 購買取引業務における職務分掌の必要性を一つ例示して論じなさい。

問 実地たな卸立会に係る一般的な監査手続を以下に例示している。文章中の空欄①～⑭に当てはまる適切な文言を下記のア～モの中から選択し記号で答えなさい。

1. 会社から (①)、(②)、(③)等を事前に入手し、その内容を把握する。
2. 立会上の重点項目、(④)の範囲及び方法、注意すべき事項等実施に際して留意すべき事項を事前に把握する。
3. 必要と認めた場合には、立会開始前に保管場所の見取図を入手して、工場、倉庫内を巡回し、実地たな卸の準備状況及び現品の保管状況を視察する。
4. 入出荷部門で (③) どり適切な入出庫の調整が行われたかどうかを質問等により確かめる。
5. (⑤)、不良品等に対して、たな卸担当者がどのように注意を払ったかを、質問等により確かめる。
6. (④)を行い、会社の現品調査が正しく実施され、かつ、これが正しくたな卸原票に記入されていることを確かめる。
7. (④)手続において、必要と認めた場合には、一部の物品について開袋や開箱等を行い、表示と内容物の一致を確かめる。
8. 計量器等の正確性について質問し、状況に応じて、監査担当者自らがその正確性を確かめる。
9. 同一品目で保管場所が数箇所分散している場合には、適切なたな卸原票の添付方法が採られていたことを確かめる。
10. たな卸実施中に移動のあった現品については、当該受払伝票を査閲し、適切な処置が取られているかを確かめる。
11. 異常品、預け品、(⑥)、未出荷品、(⑦)、担保提供品の有無について説明を求め、また、内容、リスト等を入手し、現品調査等を行う。
12. 誤謬が発見された場合は、(③)にしたがって処理する。
13. 必要と認めた場合には、現品調査終了後に、会社のたな卸責任者等とともに工場、倉庫を巡回し、(⑧)現品にたな卸原票が添付されていることを確かめる。
14. たな卸原票の (⑨)と (⑩)を検証するため、たな卸原票使用報告書の内容を (⑪)たな卸原票、(⑫)たな卸原票、(⑬)たな卸原票等と照合する。
15. 入出庫の (⑭)の妥当性を検証するため、入出荷部門でたな卸基準日の前後 ____日間の入出荷の記録を査閲し、後日、売上高の計上又は仕入高 (又は製造費用)の計上、あるいは債権又は債務の計上と照合できる資料を入手又は作成する。
16. 実地たな卸立会手続の結果、検出事項及び後日フォローアップすべき事項を要約する。

ア： 受払手続	イ： 一部の	ウ： 前期の	エ： 当期の
オ： 分析的手続	カ： 未検収品	キ： 添付	ク： 仕掛品
ケ： 未出荷品	コ： 長期滞留品	サ： 計上基準	シ： 全点検査
ス： 帳簿突合	セ： 半製品	ソ： 内部統制監査計画書	タ： 使用済
チ： 残高確認	ツ： すべての	テ： たな卸現品票	ト： 締切処理手続き (カットオフ)
ナ： 書損じ	ニ： 抜き取り検査	ヌ： 保管状況	ネ： ベリファイ入力
ノ： 回収状況	ハ： 目視	ヒ： 未使用	フ： 預り品
ヘ： 評価方法	ホ： たな卸計画書	マ： 実地たな卸規程	ミ： 簿外の
ム： 質問	メ： たな卸指示書	モ： 管理状況 (タグ・コントロール)	

<固定資産>

問 固定資産全般に関する以下の問いについて、正しければ○、間違っていれば×を記載しなさい。また、「×」の場合、その理由等を簡潔に説明しなさい。

- (1) 固定資産にかかる減価償却の開始時期は固定資産の据付が終了し、会社が当該固定資産を検収した時である。
- (2) 使用していた有形固定資産の耐用年数の変更を行う場合、どんな状況であっても会計上の見積りの変更に該当し、当該会計期間以後の期間で償却年数を変更する。
- (3) 減価償却方法の変更については「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として取り扱い、遡及適用は行わない。
- (4) 株式の80%を保有する子会社に固定資産を売却し、期末決算日後監査報告書日前に当該資産の買戻しを行った場合には、後発事象として注記を行い、利害関係者に情報を提供する。
- (5) 財務諸表等規則に基づくと、土地や建物を販売の目的を持って所有する場合には、「投資不動産」の名称で貸借対照表に計上する。
- (6) 固定資産の減損の戻入については、国際会計基準・米国基準・日本基準ともに戻入を認めておらず、会計基準の差異は存在していない。
- (7) 固定資産の減損損失の認識の判定を行う際には、計画の有無にかかわらず将来の設備の増強見込みを含めて、将来キャッシュ・フローを見積もる。
- (8) 賃貸借処理を採用しているファイナンス・リースは、対象となる有形固定資産が貸借対照表に計上されていないので、減損会計の適用対象外である。
- (9) 特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない（機能的、物理的に使用できない）機械装置や特許権等を取得した場合、残存価額と耐用年数を決定の上、每期減価償却を行い、毎期の減価償却費を研究開発費に含めて処理する。
- (10) 資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。

問 猿野武史（28、公認会計士）は、(株)珈琲園<資本金 10 億円>の監査を実施中である。有形固定資産の監査を実施中に、猿野は「建設仮勘定」にいくらかの不自然さを感じた。猿野の感じた「不自然な点」を示し、「実施すべき監査手続」について、述べなさい。

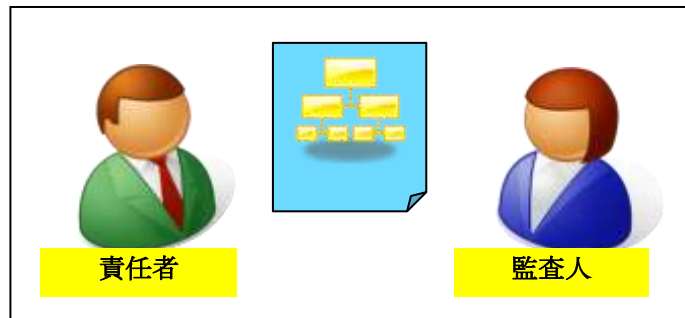
有形固定資産明細表

(単位：百万円)

勘定科目	取得原価				減価償却 累計額	当 期 減価償却額	期末簿価
	期首	増加	減少	期末			
建 物	3,000	200	100	3,100	1,892	80	1,208
車 両	20	-	-	20	18	4	2
備 品	340	20	10	350	300	36	50
建設仮勘定	100	30	30	100	-	-	100
土 地	520	-	-	520	-	-	520
計	3,980	250	140	4,090	2,210	120	1,880

問 以下は、固定資産の「内部統制を理解するための手続」として必要なものである。
 () 内を埋めて、完全なものにしない。

- ① () において入手した情報の利用
- ② 内部統制責任者等への ()
 【具体例】 監査人 『 () 』
 責任者 『 あっ、ソコ、変わりました。 』
 監査人 『 () ? 』
 責任者 『 そういえば、ココとココも、変わりました。 』



- ③ 組織図、諸規程又は関係書類の閲覧
- ④ 観察
- ⑤ 固定資産管理業務に係る () の作成又は入手
- ⑥ 統制行為・活動に係る () の作成
- ⑦ 取引の ()

問 リース取引に係る会計基準に関する以下の文章を読み設問に答えなさい。

リース取引は、会計上、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類される。

ファイナンス・リース取引はさらに、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの（「所有権移転ファイナンス・リース取引」という。）と、それ以外の取引（「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）に分類される。

- (1) 会社はリース取引（借手）についてファイナンス・リース取引ではなくオペレーティング・リース取引として処理したいと考えることがある。この際の会社の意図としてどのようなことが考えられるか答えなさい。
- (2) A社では、土地・建物の不動産賃貸借契約（リース取引、借手）を締結した。この場合、当該賃貸借契約におけるリース判定はどのように行うか説明しなさい。
- (3) A社では、固定資産の減価償却方法として定率法を採用している。このとき、A社の所有権移転外ファイナンス・リース取引（借手）の償却方法を説明しなさい。
- (4) A社では、リース料総額 200 万円の所有権移転外ファイナンス・リース取引（借手）を実施した。このとき、日本基準での会計処理と現行の国際財務報告基準（IFRS）での会計処理で差異が生じることがある。具体的な差異の内容を説明しなさい。

問 減損会計基準適用の 4 つのステップについて答えなさい。

問 「減損の兆候」がある、とはどのような状態を示すか。
 簡潔に 4 つ説明しなさい。

問 固定資産に係る内部統制について、下記の業務区分ごとにあなたが重要と考える統制行為をそれぞれ2つ記述し、記述した統制行為の監査要点を下記の①～⑦の番号で示しなさい。

① 発生・実在性	⑤ 評価と期間配分
② 網羅性	⑥ 期間帰属
③ 正確性	⑦ 分類の妥当性
④ 権利と義務	

業務区分	統制行為	監査要点
● 全般	例) 所有権等の登記、登録が行われている。	例) ①②③④⑤⑥⑦
● 発注		
● 受入		
● 維持管理		
● 除却・売却		

問 資料に示した各グループにつき、「減損の兆候」があると仮定した場合、「減損損失の認識」が必要か否か判定しなさい

また、減損損失の認識が必要と認められた資産グループについては、減損金額を示しなさい。なお、計算上百万円未満の端数が生じる場合には四捨五入して百万円単位で答えなさい。

【資料】

1. 資産グループ(単位：百万円。以下同様)

	資産グループ A	資産グループ B	資産グループ C
当該資産グループの資産の帳簿価額			
建物	2,200	500	900
備品	800	-	-
主要な資産の残存耐用年数	7年	5年	5年
市場価格	2,000		400

2. 各資産グループの属する各事業年度から得られるキャッシュ・フロー

年度	1	2	3	4	5	6	7	耐用年数終了後の 正味売却価値
資産グループ A	300	300	300	300	280	280	280	800
資産グループ B	220	200	200	180	180	-	-	180
資産グループ C	200	200	200	200	100	-	-	100

3. 当社の税引前の資本コスト(借入資本コストと自己資本コストを加重平均している)は5%であり、各資産グループにおいて、また測定期間にわたって一定である。

問 少額減価償却資産と一括償却資産を説明する以下の文章の、空欄に当てはまる文言を解答欄に記入しなさい。

<ul style="list-style-type: none"> ・少額減価償却資産・・・(①) が1年未満又は(②) が10万円未満のものは、取得時の(③) とすることができる(法人税法施行令133条)。 ・一括償却資産・・・10万円以上(④) 未満の資産については事業年度ごとに一括して(⑤) で償却出来る方法を選択できる(法人税法施行令133条の2)。

問 監査人が、「修繕維持費の妥当性」について確かめるには、どのような点に留意して監査手続を行う必要があるか。解答欄に簡潔にまとめなさい。

問 有形固定資産及び無形固定資産の取得時に会社が検討すべきことを3つ、監査人が実施すべき実証手続を3つ述べなさい。

問 資産をグルーピングする際、会社は資産のグルーピングを大きくとる傾向にある。それはなぜか述べなさい。

問 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に例示されている減損の兆候を4つ答えなさい。

問 減損損失を認識する必要があるのは、減損していることが相当程度確実な場合である。そこで、減損していることが相当程度確実かどうかはどのように判断するのか述べなさい。

問 減損損失として計上する金額を算定する算式を答えなさい。

問 研究開発費とソフトウェアの会計について、以下の空欄に入る最も適切な語句を回答しなさい。

- (1) 研究開発費は、新製品の計画・設計又は既存製品の著しい改良等のために発生する費用であり、通常、(①)として計上する。
- (2) 資産として認識されるソフトウェアの要件として、将来の(②)又は(③)が確実に見込まれることが挙げられる。
- (3) 有機的一体として機能する機器組込みソフトウェアは(④)等の科目を用いて会計処理する。
- (4) 外部から購入したソフトウェアについて、そのソフトウェアの導入にあたって必要とされる設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用は(⑤)として会計処理する。

問 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理(借手)について、以下の空欄に入る最も適切な語句を回答しなさい。

- (1) リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、(①)の期末残高が当該期末残高、(②)及び(③)の期末残高の合計額に占める割合が(④)%未満である場合とする。
- (2) リース資産の減価償却費については、原則として、(⑤)を耐用年数とし、残存価額を(⑥)として算定する。償却方法については自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一である必要はなく、企業の実態に応じたものを選択する。
- (3) リース契約1件当たりのリース料総額が(⑦)万円以下のリース取引など少額のリース資産や、リース期間が(⑧)年以内のリース取引については、簡便的に、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。

問 監査委員会報告第27号の「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」に関連して、以下の問いに答えなさい。

- (1) 関係会社間の取引に係る土地設備等の売却について、会計上の利益が実現したかどうかの判定にあたって、8つの諸観点より総合的に判断することとされている。8つの諸観点と何か解答欄に記載しなさい。
- (2) 関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却について、買戻しがあった場合の取扱いについて、①監査報告書作成日までと②それ以降(正当な理由のない場合、ある場合)に区分し、解答欄に簡潔にまとめなさい。

<金融商品>

問 XYZ 株式会社の有価証券の明細（一部）及び時価等は次のとおりである。XYZ 社は時価のある株式については時価が取得原価に比べて 40%以上低下した場合に「著しく下落した」と判断しており、時価を把握することが極めて困難と認められる株式については実質価額が取得原価に比べて 50%以上低下した場合に「著しく低下した」と判断している。関連する設問に答えなさい。

なお、仕訳を解答する設問において、勘定科目は選択肢の語群から使用するものとし、計上すべき仕訳がない場合には「仕訳なし」と記載すること。また、税効果会計を適用する際の実効税率は 35%とする。

銘柄	区分	取得原価	× 1 年度末時価	× 2 年度末時価	備考
A 社債券	満期保有目的の債券	9,500 千円	10,500 千円	10,300 千円	注 1
B 社株式	関係会社株式	12,000 千円	12,000 千円	16,000 千円	注 2
C 社株式	関係会社株式	18,000 千円	16,000 千円	8,000 千円	注 3
D 社株式	その他有価証券	15,000 千円	6,000 千円	9,000 千円	注 4
E 社株式	その他有価証券	20,000 千円	15,000 千円	11,000 千円	—
F 社株式	その他有価証券	1,000 千ドル	—	—	注 5

注 1 XYZ 社は× 1 年度期首に A 社債券を取得した。A 社債券の満期は× 5 年度末であり、償還金額は 10,000 千円である。

なお、XYZ 社は償却原価法の適用に際して定額法を採用している。

注 2 B 社は XYZ 社の議決権の 20%を保有しており、B 社の連結決算上、XYZ 社に対して持分法を適用している。

注 3 XYZ 社は C 社の設立時に出资しており、連結決算上、持分法を適用している。

注 4 XYZ 社は× 1 年度において、D 社株式に減損処理を実施し、9,000 千円の評価損を計上している。

なお、税務上は評価損の全額を加算（有税処理）している。

注 5 F 社株式は時価を把握することが極めて困難と認められる株式であり、× 1 年度末の実質価額は 650 千ドル、× 2 年度末の実質価額は 480 千ドルである。

<選択肢>

親会社株式	有価証券	関係会社株式	投資有価証券
親会社株式評価損	有価証券評価損	関係会社株式評価損	投資有価証券評価損
親会社株式評価益	有価証券評価益	関係会社株式評価益	投資有価証券評価益
繰延税金資産	繰延税金負債	法人税等調整額	有価証券評価差額金

- XYZ 社が工場を建設するための資金不足に対応するため、満期保有目的の債券に区分していた G 国債券を× 2 年度末に売却した場合、× 2 年度の決算で A 社債券に関して償却原価法の適用以外に必要な仕訳を答えなさい。また、XYZ 社が受ける会計処理上の制約について、期限を含めて答えなさい。
- B 社株式について、× 2 年度の決算で計上すべき仕訳を答えなさい。
- C 社株式について、次の各問に答えなさい。なお、いずれも税効果会計を考慮する必要はない。
 - × 2 年度の個別決算上で計上すべき仕訳を答えなさい。
 - × 2 年度の連結決算上、C 社に係る取得後剰余金の持分相当額が 1,000 千円、配当実績や未実現損益がない場合、XYZ 社の連結財務諸表に計上される C 社株式の金額を答えなさい。
- D 社株式に係る× 2 年度の会計処理について、次の各問に答えなさい。
 - D 社株式の減損処理に関して、× 1 年度に繰延税金資産を計上していた場合、× 2 年度に計上すべき仕訳を答えなさい。
 - D 社株式の減損処理に関して、× 1 年度に繰延税金資産を計上せず、× 2 年度も繰延税金資産を計上できないと判断された場合、× 2 年度に計上すべき仕訳を答えなさい。

5. ×2年度末においてE社株式の時価は著しく下落した状態にあり、XYZ社はE社株式の回復可能性を検討する必要がある。時価のある株式の回復可能性に関して、以下の空欄に該当する語句を埋めるとともに、通常は回復可能性が認められないと例示されている3つの場合を答えなさい。

(「金融商品に関する実務指針」第91項(抜粋))

時価の下落について「回復する見込みがある」と認められるときとは、株式の場合、時価の下落が(①)なものであり、期末日後おおむね(②)以内に時価が(③)にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを(④)をもって予測できる場合をいう。

6. XYZ社がF社株式を取得した時点の為替レートが1ドル100円、×1年度末が1ドル75円、×2年度末が1ドル110円であった場合、×1年度末、×2年度末のそれぞれにおいて、F社株式の実質価額がXYZ社の社内基準に照らして著しく低下しているかどうかについて、解答欄の適切な選択肢を丸で囲みなさい。

なお、×1年度より前の会計処理の適否、F社が保有する資産等の含み損益を考慮する必要はなく、為替レートの変動は「著しい物価変動等を起因とした為替相場の変動の著しい状況」には該当しない。

問 株式会社ABC(3月決算)は外貨建仕入債務に関連して為替予約を利用している。取引の概要、直物為替相場と先物為替相場の推移は以下の<前提条件>のとおりである。

為替予約の会計処理に関して、金融商品会計基準に規定された原則的処理を採用した場合、外貨建取引等会計処理基準に規定された振当処理を採用した場合のそれぞれについて、外貨建仕入債務の換算と為替予約の評価に係る勘定科目の×1年度(×1年3月期)と×2年度(×2年3月期)の計上額(貸借を含む)を答えなさい。

なお、為替予約を原則的処理で時価評価した際の勘定科目はデリバティブ評価損益とする。

<前提条件>

- ・株式会社ABCは×1年2月1日に商品10,000ユーロを購入した。
- ・当該取引の決済日は×1年4月30日であり、株式会社ABCはユーロ高に備えるため、×1年3月1日にユーロ買建の為替予約(契約元本10,000ユーロ)を締結した。
- ・株式会社ABCは予定どおり×1年4月30日に10,000ユーロを決済した。
- ・直物為替相場：2月1日@135円、3月1日@137円、3月31日@139円、4月30日@142円
- ・先物為替相場：3月1日@139円、3月31日@140円

	<原則的処理>		<振当処理>	
×1年度	デリバティブ評価損益	① 千円	為替差損益	⑤ 千円
	為替差損益	② 千円		
×2年度	デリバティブ評価損益	③ 千円	為替差損益	⑥ 千円
	為替差損益	④ 千円		

問 デリバティブ取引に関する以下の（１）から（６）の設問を読み、下に示す記述のうち最も適切と考えられるものを選んでその番号を解答欄に書きなさい。

- （１） デリバティブ取引の特徴として、以下のうち正しくないものを選びなさい。
 なお、全て正しい場合には解答欄に全て正しいと記入しなさい。
- ア. 権利義務の価値が、特定の金利等の変化に反応して変化し、かつ、想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
 - イ. 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
 - ウ. 契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。
- （２） 先物取引の特徴として、以下のうち正しくないものを選びなさい。
 なお、全て正しい場合には解答欄に全て正しいと記入しなさい。
- ア. 取引は取引所を介して行われる。
 - イ. 期日決済は、原則として売買差額を清算する。
 - ウ. 反対売買による決済は原則としてできない。
- （３） 先渡取引として正しいものを選びなさい。
- ア. 債券先物取引
 - イ. 債券貸借取引
 - ウ. 為替予約取引
 - エ. コミットメント
- （４） オプション取引の特徴として、以下のうち正しくないものを選びなさい。
 なお、全て正しい場合には解答欄に全て正しいと記入しなさい。
- ア. オプションの買い手は、契約締結日にオプション料相当額の金融資産の発生を認識する。
 - イ. 基礎商品の相場が買い手に不利な方向に変動した場合、オプション権を行使する。
 - ウ. 費用・損失はオプション料に限定される。
- （５） オプションの買い手が権利行使すると、基礎商品の価格と権利行使価格との差額からみて、買い手にとって有利である状態として、以下のうち正しいものを選びなさい。
 なお、以下に正しいものがない場合には解答欄に全て誤りと記入しなさい。
- ア. ITM (In The Money)
 - イ. ATM (At The Money)
 - ウ. OTM (Out Of The Money)
- （６） 以下のうち、オプション価格が下落するものを選びなさい。
- ア. 基礎商品の時価が上昇した場合のコール・オプション
 - イ. 基礎商品の時価が下落した場合のプット・オプション
 - ウ. ボラティリティーが上昇した場合のコール・オプション
 - エ. ボラティリティーが低下した場合のプット・オプション

問 金利スワップによるヘッジ会計について、以下の前提条件のもと、(1)から(6)に勘定科目もしくは数値を記入し、正しい会計仕訳を完成させなさい。

なお、勘定科目は選択肢の語群から使用しなさい。

<選択肢>

現金	借入金	借入支払利息（借入分）	支払利息（スワップ分）
繰延ヘッジ資産	繰延ヘッジ損失	繰延ヘッジ損益	時価ヘッジ資産
時価ヘッジ損失	時価ヘッジ損益	金利スワップ（B/S）	金利スワップ損益

(前提条件)

- X1年4月1日に期間3年、500,000,000の変動借入れ（TIBOR）を行った。変動金利を固定金利に変換するため、LIBORの変動金利を受け取り、1.50%の固定金利を支払う、期間3年、想定元本500,000,000のスワップ契約を締結した。借入金及び金利スワップの利息は、前年の4月1日の金利水準により翌年の3月31日に後払いされる。決算日は3月31日である。借入金と金利スワップの変動金利の基礎となっているインデックスが異なるが、有効性を含めヘッジ会計の適用要件は満たしているものとする。ただし、金利スワップの特例処理の要件は充足していないものとする。

- TIBORとLIBORの推移は、次のとおりである。

日付	TIBOR	LIBOR
X1年4月1日	1.70	1.50
X2年4月1日	2.30	2.00
X3年4月1日	2.90	2.50

- 金利スワップの時価は、次のとおりである。

X2年3月31日	3,613,920
X3年3月31日	3,640,777
X4年3月31日	0

- 税効果は便宜上考慮していない。

【会計仕訳】

X1年4月1日（借入れ及びスワップ契約締結日）

現金	500,000,000	借入金	500,000,000
----	-------------	-----	-------------

X2年3月31日（決算日及び利払日）

支払利息（借入分）	8,500,000	現金	8,500,000
-----------	-----------	----	-----------

支払利息（スワップ分）	0	現金	0
-------------	---	----	---

【ヘッジ手段に関する処理】

(1)	(2)	(3)	(2)
-----	-----	-----	-----

X3年3月31日（決算日及び利払日）

支払利息（借入分）	11,500,000	現金	11,500,000
現金	2,500,000	支払利息（金利スワップ分）	2,500,000

【ヘッジ手段に関する価値変動分の処理】

(1)	(4)	/	(3)	(4)
-----	-----	---	-----	-----

X4年3月31日（決算日及び利払日）

支払利息（借入分）	14,500,000	/	現金	14,500,000
現金	(5)		支払利息（金利スワップ）	(5)

(3)	(6)	/	(1)	(6)
-----	-----	---	-----	-----

問 以下の文章は、金融商品取引サイクルに関する内部統制について記述したものである。以下の空欄に適切な語句を埋めよ。

内部統制のリスク評価手続を実施した後、想定した内部統制の運用状況の有効性について裏付ける必要がある。そのためには、運用評価手続として監査手続書にしたがい、関連する部門責任者や担当者等への①、関連文書の②、③及び会社の統制手続を監査人自ら跡付ける方法（④）等を組み合わせて、内部統制の検証を実施する。

内部統制の運用状況の有効性に関する十分かつ適切な監査証拠の入手には①だけでなくその他の監査手続を組み合わせて実施する必要がある。

期末日前を基準日として⑤を実施する場合で、その結果を期末日までに更新して利用するためには、残余期間について⑤を実施するか、または⑤と⑥を組み合わせて実施しなければならない。

例えば、取引残高報告書を検証することによって、会社が当該資料に基づいて必ず有価証券の購入記帳を照合するという内部統制手続の実施の有無を確認するとともに、取引に関する⑤による監査証拠の入手も行われる。これを⑦と言い、監査人は、監査の⑧を図る上で、両方の目的を達成できるように、慎重に検討する必要がある。

問 監査人は、監査の実施に当たり、会社の金融商品取引サイクルの内部統制に依拠するか依拠しないかを判断するが、金融商品取引サイクルの内部統制に依拠しないと判断する場合はどのような場合か。

問 監査人がリスク評価の過程で識別した重要な虚偽表示のリスクが、特別な検討を必要とするリスクか否かを判断するために少なくとも考慮すべき事項を3つ示せ。

問 以下の文章の空欄に適切な語句を埋めよ。「評価差額の取扱い」については、評価差額が出ない場合には、解答欄に－を記載すること。

金融商品の属性		評価基準	評価差額の取扱い
有価証券	売買目的有価証券	①	②
	満期保有目的の債券	③	④
	子会社株式及び関連会社株式	⑤	⑥
	その他有価証券	⑦	⑧
金銭債権		⑨（注）	⑩
特定金銭信託等（運用目的の金銭の信託）		⑪	⑫
デリバティブ		⑬	⑭

(注) 貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除

問 監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」に関する、以下の(1)から(8)の設問を読み、下に示すア～オまでの記述のうち解答として最も適切と考えられるものを一つ選んでそのカタカナを解答欄に記入しなさい。

- (1) 債務保証の内容について、正しいものを選びなさい。
- ア. 債務保証とは、主たる債務者が債務を履行しない場合に、保証人が当該債務を履行する責任を負うことを契約することによって債権者の債権を担保するものである。
 - イ. 財務諸表において注記の対象とする債務保証は通常の債務保証のみである。
 - ウ. 会社が行った「保証」と名の付く契約は、すべて注記の対象となる。
 - エ. 連帯保証は、主たる債務者が債務を履行する場合に、一緒になって保証人が当該債務を履行する責任を負うことを契約することによって債権者の債権を担保するものである。
 - オ. 上記は全て誤り。
- (2) 下記のうち、注記すべき債務保証に含まれるものを選びなさい。
- ア. 通常の債務保証
 - イ. 予約完結権行使型保証予約
 - ウ. 停止条件付保証契約
 - エ. 上記全て含まれる
 - オ. いずれも注記の対象でない。
- (3) 財務諸表における注記の取扱いについて正しいものを選びなさい。
- ア. 財務諸表における債務保証の注記に関しては、原則としてすべての債務保証について保証先ごとに自己の負担額で表示する。
 - イ. 保証人間の取り決め等により、負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の保証能力が十分である場合に限り、自己の負担割合及び負担額を注記すればよい。
 - ウ. 保証予約及び経営指導念書等の差入れについては、注記対象に含めない。
 - エ. 根保証（継続的取引に係る債務を保証するために設定した一定の限度額の範囲内で保証する契約）に関しては、原則として、開示対象となる事業年度末日現在の債務額又は保証極度額のいずれか少ない金額を記載する。
 - オ. 上記は全て誤り。
- (4) 財務諸表における表示上の留意点について、正しいものを選びなさい。
- ア. 保証人が債務者から担保提供を受けている場合や、債務者が債権者に直接に担保提供している場合には、その額を差し引いた純額で債務保証の額を記載する。
 - イ. 債務保証等の注記に関して、債務額の元本に加え遅延未払金利等も債務保証の対象となっている場合には、債務額に当該遅延未払金利等を加算して記載する。
 - ウ. 自己の債務保証を他者が再保証している場合、原則として、注記を省略することができる。
 - エ. 上記は全て正しい。
 - オ. 上記は全て誤り。

- (5) 債務保証損失引当金の会計処理について、正しいものを選びなさい。
- ア. 主たる債務者が、実質的に経営破綻に陥っている場合が引当金の対象となり、今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる場合は引当金の対象とはならない。
 - イ. 債務保証損失引当金の計上に際し、損失見積額に幅が生じた場合、その最大額を計上する。
 - ウ. 債務保証損失引当金は、債務保証の総額から、主たる債務者の返済可能額及び担保により保全される額等の求償債権についての回収見積額を控除した額を計上する。
 - エ. 債務保証損失引当金の計上額は、主たる債務者の財政状態等に対応して、決算期ごとに見直す必要はない。
 - オ. 上記は全て誤り。
- (6) 債務保証損失引当金と注記の関係について、正しいものを選びなさい。
- ア. 保証債務の履行に伴う損失の発生の可能性が高く、かつ、金額の見積りが可能な場合には、債務保証損失引当金を計上しなければならない。
 - イ. 損失の発生の可能性が高いが金額の見積りが不可能な場合には、これらの注記に加えて、金額の見積りが不可能な理由を注記する。
 - ウ. 損失の発生の可能性が低い場合、債務保証の注記を行う。
 - エ. 上記は全て正しい。
 - オ. 上記は全て誤り。
- (7) 債務保証損失引当金の計上について、正しいものを選びなさい。
- ア. 債務保証損失引当金の繰入額は、通常、営業上の費用とはいえないため、その金額、発生事由等に応じ営業外費用又は特別損失に計上する。
 - イ. 債務保証損失引当金の表示については、固定負債に区分する。
 - ウ. 債務保証について債務保証損失引当金を設定した場合であっても、保証額全額について、所定の注記を行う。
 - エ. 上記は全て正しい。
 - オ. 上記は全て誤り。
- (8) 保証債務及び保証類似行為の監査に関する監査上の留意事項について、以下のうち正しいものを選びなさい。
- ア. 債務保証の注記に関して、特に保証予約及び経営指導念書等の内容を的確に把握し当該保証予約等を財務諸表の注記に含めるか否かの被監査会社の判断についての妥当性を確かめる。
 - イ. 保証債務の履行に伴う損失の発生の見込みに関して、特にその状況を的確に把握し、債務保証損失引当金の計上額についての適正性を確かめる。
 - ウ. 監査人が必要と認めた場合には、債権者又は保証先等に対して確認を行う。また、法律上の解釈等につき、弁護士などの外部専門家に対して、必要に応じて照会等を行う。
 - エ. 上記は全て正しい。
 - オ. 上記は全て誤り。

問 有価証券の保有目的の変更は正当な理由なく行うことはできない。これは、有価証券の保有目的区分を変更することによる不正を防止するためであるが、その不正にはどのような方法が考えられるか、具体的に一つ示せ。

問 有価証券の減損処理に際しては、時価の回復可能性の検討が重要である。時価の回復可能性の検討に際しては、会社の合理的な事業計画を検討する必要があるが、事業計画の合理性の検討に際して確認すべき事項を2点述べよ。

問 以下の前提条件の下でのA社の有価証券の購入仕訳を示せ。ただし、A社は修正受渡日基準を採用しており、その他有価証券として区分している。仕訳がない場合には、「仕訳なし」と記載すること。

(前提条件)

A社(買手)はB社(売手)と有価証券(普通社債、額面:10,000)の売買契約を締結した。その詳細は次のとおりである。

- (1) 約定日: X1年3月30日
 売買価額: 10,000
 3月29日現在の時価: 9,900
 B社のその他有価証券の償却原価(3月29日現在): 9,000
- (2) 決算日 X1年3月31日の時価: 10,010
- (3) 受渡日 X1年4月2日(現金にて支払)
- (4) 決算日 X2年3月31日の時価: 10,030
- (5) 付随費用、有価証券利息・経過利息の計上及び評価差額の税効果は考慮しない。

問 その他資本剰余金の処分により配当を受けた株主の会計処理を、以下の区分にしたがって述べよ。

売買目的有価証券:
売買目的有価証券以外
① 原則:
② 例外:

問 金融資産の消滅の3要件のうち、「契約上の権利に対する支配の移転型に移転したとき」以外の2つを示せ。また、「契約上の権利に対する支配の移転が他に移転したとき」の要件を3つ示せ。

問 投資損失引当金は減損処理の代替処理ではなく、減損処理をすべき場合に投資損失引当金を計上することは認められない。では、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式に投資損失引当金の計上が認められるのはどのような場合か、2つ示せ。

問 市場価格のある株式からの受取配当金の会計処理を、金融商品会計基準に基づいて原則処理と例外処理に分けて記述しなさい。

問 以下の設例について、X3年3月末に必要な決算仕訳を下記場合分けに従って記載しなさい。(設例)

A株式会社は東証1部上場会社のYYY株式会社の株式を所有している。YYY株株式の取得原価は2,000で、その他有価証券(全部純資産直入法)で評価を行っている。実効税率は40%とする。
 X1年3月末・X3年3月末に減損に対する繰延税金資産は認識していない。
 X1年3月末 時価が600のため、減損処理(減損金額 1,400)
 当該減損金額は全額別表4上で加算・留保している。
 X3年3月末 上記減損は、別表5の1において留保されている。

問 その他有価証券の減損処理の方法について、時価のある株式と時価を把握することが極めて困難と認められる株式に分けて記述しなさい。

問 下記に記述したキーワードをもとに、有価証券残高に対する実証手続として考えられるものを、記述しなさい。

キーワード: 実在性、評価の妥当性

問 永田英俊は公認会計士であり、丸はげ監査法人の若手マネージャーでもある。今日は朝一から、担当会社（㈱グランピア）の監査現場に出向いていた。「監査調書」と期末の「事前打ち合わせ資料」をレビューするためである。

㈱グランピアは、カリスマ社長の堀内亜門を中心とした IT 関連企業（年商 800 億円、資本金 6 億）であり、3 年前に上場した。自らがそうしたベンチャー企業でありながら、最近は、他のベンチャー企業への投資も行っていた。㈱サウス（資本金 1 億円、債務超過 4 億円、年商 1 億円）という会社に対してであった。これは、堀内が独断で、企業同友会でであった旧友 南田孝（㈱サウス社長）への援助を決めてしまったからである。

㈱サウスもまた、一昨年設立されたばかりの IT 関連企業であり、ソフトウェアを開発している。「ソフトウェアの会計基準」により、開発コストはすべて費用処理される。その結果、債務超過となり、金融機関の貸し渋りにあい、資金繰りに窮していたのであった。

山本が永田に問いかけた。

山 本

「永田さん、この会社、㈱サウスの第三者割当増資（3 億円、すべて議決権株式）を引き受けたんですけど、㈱サウスの計算書類を見たら、それでも債務超過になるんですよ。投資してすぐ減損するっていうのも変な話でしょ。だから、評価の見直しに関しては、据え置きにしようと思うのですが、どうでしょうか？」

永 田

「でも、監査上、何も検討しないわけには行かないでしょ。先方の事業計画とかはどうなっているの？」

山 本

「来期下期にはソフトウェアが完成して発売されるので、来期はトントン、2 年後には黒字を見込んでいます。」

永 田

「それって、㈱サウスの経理担当者がエクセルでさっと作って、持ってきただけじゃないの？」

山 本

「そうなんです、・・・」

永田は、山本に対して指示した。

永 田

「それだけじゃちょっと、監査上厳しいね。減損処理しないことは、気持ちとしてわかる。しかし、それを裏付けるための根拠が必要だよな。」

- (1) 永田は、山本が入手した事業計画書の検討では、なぜ監査手続として不十分と考えたのでしょうか。
- (2) あなたが期末監査終了後のマネジメント向け報告書“マネジメント・レター”に会社組織管理上有益な提言を記述するとしたら、何を記述しますか？

<人件費>

問 給与支給明細書は、企業などが給与を支払う際に、従業員の各人に給与の明細を知らせるために作成される書類です。給与支払明細書は、(1)勤怠、(2)支給、(3)控除の3つの項目で構成されており、合計で総支給額、総控除額、差引支給額が示されます。

- (1)勤怠項目では、給与計算の基礎となる情報が記載されています。具体的には、出勤日数、欠勤日数、休業日数、有給休暇、特別休暇、労働時間、残業時間等の項目が挙げられます。
- (2)支給項目では、給与の総支給額の内訳明細が記載されます。諸手当については、企業ごとに様々な手当が設けられています。
- (3)控除項目では、給与支給に際して控除されるものの明細が記載されます。

1. 支給総額には、一般的に固定的給与と変動的給与があります。それぞれどのような項目があるか具体的に例示して説明しなさい。
2. 勤怠項目は、各部門より提出された勤怠書類が基となります。この勤怠書類の提出が遅れると、給与支給に重大な支障をきたします。その理由を簡潔に答えなさい。
3. 控除項目についての以下の文章及び図の中の空欄に適切な文言を答えなさい。

労働基準法によると、労働者に支払う賃金は、その全額を支払わなければならないが、以下の(①)および(②)の金額については控除して支払われます。(①)とは、法令に別段の定めがある場合に給与から控除可能となるものであり、(②)とは、労働協約に別段の定めがある場合に給与から控除可能となるものです。

控除額については、以下の図の通りです。

(①)	(③)	(④)	窓口：全国健康保険協会または健康保険組合
		(⑤)	窓口：区、市町村→厚生労働省
		厚生年金保険料	窓口：日本年金機構→厚生労働省
		(⑥)	窓口：公共職業安定所→都道府県労働局→厚生労働省
	(⑦)	給与総額から(④)、(⑤)、厚生年金保険料、(⑥)を差し引き、その差し引き後の金額に該当する税額を記入	
	(⑧)	金額は市町村から通知を受けるので、その金額をそのまま記入	
	(②)	社宅費など	

問 ストック・オプションに関して、その概要を説明し、想定されるメリット、デメリットについて記述しなさい。

問 給与等（給料、給与、賃金等をいい、役員関係、出向者負担金、引当金関係を除く）の計算及び支給に関する内部統制が有効であるためには、どのような内部統制が整備、運用されていなければなりませんか。（1）全般、（2）マスターファイルの管理、（3）給与等の計算、という業務区分ごとに、整備、運用されているべき内部統制を列挙してください。

なお、回答に当たっては、外部監査人又は企業内部の内部監査人として、評価に必要な程度に内部統制の実施者、実施頻度、評価するポイント等が明確になるように、具体的に内部統制を記述してください。（内部統制の実施者等は任意に設定してください。）

問 賞与の未払いがある場合、①賞与引当金として処理が行われる場合のほか、②未払費用として処理する方法、③未払金として処理する方法があります。①～③の違いについて記載してください。

問 以下は、(1) 給与等の決定、(2) 給与等及び控除項目の計算、(3) 給与等の支払、の各業務区分についての統制行為に関する記述です。

それぞれどの業務区分に関する記述であるか解答用紙に記号で答えなさい。

- ① 給与等控除項目は法令又は正規の契約に基づき、適切な資料に基づいて計算されている。
- ② 勤務報告書は、適切な権限者の承認を得ている。
- ③ 給与等の試算表の作成者は、給与等の支払業務を行わないことになっている。
- ④ 銀行振込以外の場合、本人から受領書を手入している。
- ⑤ 時間外勤務は、その必要性及び職務分担の適切性について検討されている。
- ⑥ 給与等の明細書は、本人に渡される。
- ⑦ 給与等のマスターファイルは、上記の人事記録に基づいて作成され、担当者以外の者によって検証されている。
- ⑧ 従業員の個人別人事記録は、適切な権限者により承認され、担当者以外のものによって定期的に検閲されている。
- ⑨ 会計伝票の起票は、支払担当者以外の者によって行われている。
- ⑩ 計算表上の人事記録は、作成者以外の者によって、定期的に人事担当部署の在籍従業員名簿と照合されている。
- ⑪ 計算表は作成者以外の者によって検算され、適切な権限者の承認を得ている。
- ⑫ 銀行振込の場合、振込依頼書は給与賃金計算表に基づき作成されている。
- ⑬ 給与等の支払は、計算担当者以外の者によって行われている。
- ⑭ 給与等の支払は銀行振込により、できる限り現金支払を避けるようにしている。
- ⑮ 勤務報告書(出勤簿、タイムカード、作業時間表、出来高報告書等)は適切に管理されている。
- ⑯ 給与等控除項目は正しい支払先に、支払期日までに支払われている。
- ⑰ 計算表の計算担当者の担当範囲を、定期的に交代させている。

問 賞与引当金に関する実証手続の内容について、記載しなさい。

問 企業が採用する退職給付制度は、企業の規模、方針、雇用関係、株主との関係等により決められます。企業が採用する主な退職給付制度を4つ列挙してください。

問 企業が年金数理を専門家に依頼した場合、監査人はその専門家から「退職給付債務等の評価報告書」を手入して計算結果を検証する必要があります。その際に監査人として、基礎率の妥当性を検証する必要がありますが、通常検討が必要な基礎率を6つ列挙してください。

問 監査・保証実務委員会研究報告第26号、年金資産に対する監査手続に関する研究報告によると、年金資産の实在性や評価の妥当性について十分かつ適切な監査証拠を得るためには、高監査リスク資産に対してより深度ある監査手続を実施することが有用と考えられるとあります。高監査リスク資産はどのような商品に含まれるか、上記研究報告【図表8】に沿って列挙してください。

問 年金資産に係る実証手続として、どのような手続が考えられるか、監査・保証実務委員会研究報告第26号、年金資産に対する監査手続に関する研究報告に沿って列挙してください。

問 以下の文章の内容が正しければ○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由を書きなさい。

- (1) 当事業年度の職務に係る役員賞与を期末後に開催される株主総会の決議事項とする場合には、当該支給は株主総会の決議が前提となるので、当該決議事項とする額又はその見込額（当事業年度の職務に係る額に限るものとする。）を原則として役員賞与引当金に計上するが、当該金額に役員報酬を加算した額が、予め株主総会の決議により定めた取締役報酬限度額又は監査役報酬限度額を超えない場合には、確定債務として未払役員賞与として計上することになる。
- (2) 会社は、賞与の支給をした場合には、賞与支給報告書を年金事務所又は健康保険組合に提出し、それにより計算された健康保険料及び厚生年金保険料に係る納付告知書に基づき保険料を納付する。したがって、決算において賞与引当金を計上した段階では、納付告知書が会社に届いていないことから、その段階で、賞与に係る健康保険料及び厚生年金保険料について費用処理することはできない。
- (3) 従業員賞与に関する会計処理及び監査上の取扱いについては、日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報No.15「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」にて、財務諸表の作成時において従業員への賞与支給額が確定しており、賞与支給額が支給対象期間に応じて算定されている場合には、「未払費用」として計上し、従業員への賞与支給額が確定しているが、成功報酬的賞与のように臨時的な要因に基づいて算定されたものである場合には「未払金」として計上、財務諸表の作成時において従業員への賞与支給額が確定していない場合には、支給見込額のうち当期に帰属する額を「賞与引当金」として計上することとしている。ここに、未払費用として計上する場合の従業員の賞与が確定しているとは、個人別に確定していることをいい、賞与が総額で確定しているのみの場合には、「賞与引当金」として計上することになる。
- (4) 健康保険料、厚生年金保険料のうち被保険者（従業員）負担額については、給与等支給月にその月の分の保険料を控除し、事業主（会社）負担額と合わせて翌月末日に納付することになる。したがって、3月決算会社の決算においては、3月分保険料の事業主負担額が未払費用として計上され、同じく被保険者負担額が預り金として計上される。
- (5) ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の負債の部に新株予約権として計上する。

問 以下の給与控除項目に関する記載について、空欄①～⑤に適当な数字（何月あるいは何日か）を入れて、文章を完成させなさい。

- (1) 健康保険料・介護保険料と厚生年金保険料には、事業主負担分と従業員本人が負担する分があり、前者は法定福利費、後者は預り金として計上し、合算額を日本年金機構または健康保険組合に納付することになる。保険料は、毎年（ ① ）月1日現在の全被保険者を対象に、その年の（ ② ）月から3か月間の給与実績に基づいた標準報酬月額により決定され、随意決定される場合等を除いて、そこで決められた保険料を、その年の9月分保険料（10月納付）から翌年8月分保険料（9月納付）に適用される。
- (2) 労働者災害補償保険料と雇用保険料は、通常、労働保険料として1つにまとめ、先ず毎年（ ③ ）月、10月、翌年1月に概算保険料を納付し、年度末（翌年3月）における1年間の給与支給実績に基づいた確定保険料との過不足額の精算を翌年（ ③ ）月に行う。
- (3) 源泉所得税については、賃金・給与支給時に控除され、預り金に計上され、翌月（ ④ ）日までに納付することになる。
- (4) 住民税については、所得税と同様に源泉徴収されるが、1年間の実績によって算出された住民税の年税額の12分の1ずつをその翌年の（ ⑤ ）月から1年間徴収されることになる。

問 以下は、株式会社アラシの平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の労働保険料の対象の従業員3名の給与等及び同期間に納付した労働保険料（労働者災害補償保険料及び雇用保険料）の概算保険料である。以下の前提条件により、平成26年度決算における下表の①及び②の勘定科目及び③から⑤の金額を記入しなさい。

【前提条件】

- (1) 平成26年度の概算保険料の納付状況は以下のとおりである。
 平成26年 7月10日 82,500円
 平成26年10月31日 82,500円
 平成27年 1月31日 82,500円
- (2) 平成26年度の従業員3名に支払った給与等は以下のとおりである。
 櫻井 智 5,000,000円（うち賞与支給額 2,000,000円）
 大野 潤 7,000,000円（うち賞与支給額 3,000,000円）
 松本 翔 8,000,000円（うち賞与支給額 4,000,000円）
- (3) 平成25年度及び平成26年度の雇用保険料率は、1000分の13.5で、従業員負担分は、1000分の5とする。
- (4) 同期間の労働者災害補償保険料率は、1000分の3とする。

財務諸表	摘要	勘定科目	金額
損益計算書	平成26年度の労働保険料	法定福利費	③ 円
貸借対照表	平成26年度末の労働保険料の事業主（会社）負担額のうち翌期精算額	①	④ 円
	平成26年度末の労働保険料の被保険者（従業員）負担額のうち翌期精算額	②	⑤ 円

問 以下の文章は、人件費に係る引当金に関して、経営者が行った引当金の見積額を確かめるための監査手続について述べたものである。空欄①～⑤に適切な語句を選択肢ア～コから選び、解答欄に記入しなさい。

- (1) 引当金は、（ ① ）を伴うことが多いため、経営者が引当金の見積りに関する有効な（ ② ）を確立することは困難な場合があり、（ ③ ）も高くなる。
- (2) 引当金は、通常、会計上の見積りを要する勘定科目であり、経営者の（ ① ）を伴うことが多い。そのため、（ ④ ）の変更、見積方法の変更等により、比較的容易に金額を変えることが可能な勘定科目であり、利益操作に利用される頻度も相対的に高いといえる。
- (3) 監査人は、計上された引当金が合理的であるか否かを判断するために、引当金に関する（ ⑤ ）、金額的重要性、監査の効率性等を考慮して、監査手続を選択し、実施する。

< 選択肢 >

ア. 統制リスク	イ. 虚偽表示リスク	ウ. 監査リスク	エ. 内部統制	オ. 計算方法
カ. 主観的判断	キ. 客観的判断	ク. 仮定	ケ. 入力ミス	コ. 分析的手続

<税金・税効果会計>

- 問 将来減算一時差異の解消スケジュールが以下の場合、監査委員会報告第66号における「区分2」の会社における回収可能と判断される繰延税金資産の金額を算定しなさい。なお、法定実効税率は40%とする。

	当期 残高	将来解消スケジュール						
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 以降	不能
退職給付引当金	1,300	110	110	110	110	110	750	0
役員退職慰労引当金	740	200	150					390
賞与引当金	600	600						0
投資有価証券評価損	290							290
減価償却費	525	80	80	80	80	80	125	0
計	3,455	990	340	190	190	190	875	680

- 問 将来減算一時差異の解消スケジュールが以下の場合、監査委員会報告第66号における「区分3」の会社における回収可能と判断される繰延税金資産の金額を算定しなさい。なお将来の合理的な見積可能期間は5年とし、法定実効税率は40%とする。

	当期 残高	将来解消スケジュール						
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 以降	不能
退職給付引当金	950	90	90	90	90	90	500	0
役員退職慰労引当金	330	110	100					120
賞与引当金	500	500						0
投資有価証券評価損	460							460
減価償却費	600	80	80	80	80	80	200	0
計	2,840	780	270	170	170	170	700	580

問 諸税金の会計処理及び表示（監査・保証実務委員会報告第63号）における「追徴税額（利子税を除く加算税等を含む）及び還付税額」及び「外形標準課税制度」について、枠内から適当な用語を選び、番号で答えなさい。なお、1つの用語の使用回数は1回のみである。

「追徴税額（利子税を除く加算税等を含む）及び還付税額」について

法人税等の更正、決定等による追徴税額及び還付税額は、（ア）会計基準及び（イ）適用指針に基づき処理することとなる。なお、これらが（イ）に起因するものでない場合には、「法人税、住民税及び事業税」の次にその内容を示す名称を付した科目をもって記載する。ただし、（ウ）場合には、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示することができる。

追徴税額のうち未納付額は、貸借対照表上、「（エ）」に含めて表示する。また、還付税額のうち未収額については、（ウ）と認められる場合を除き、「（オ）」等、その内容を示す適当な科目で表示する。

なお、追徴税額に関して、課税を不服としてその撤回を求め法的手段を取ることを会社が予定している場合も想定されるが、その場合であっても、法的手段を取る会社の意思のみでは未納付額の不計上あるいは納付税額の仮払処理を行うことは適当ではない。

法的手段を取った後の経緯、会社及び課税当局（国外を含む）の主張、相互協議の成否、裁判になった場合は当該裁判の中での双方の主張等総合的に勘案し、追徴税額の（カ）を判断する必要がある。

「外形標準課税制度」について

外形標準課税制度の対象は、資本金（キ）の法人である。

（ク）基準としての（ケ）割及び（コ）割は、原則として販売費及び一般管理費に計上するものとする。ただし、合理的な基準に基づき、（サ）に配分することができる。

また、（シ）基準としての（シ）割は法人税、住民税及び事業税に計上する。

- | | | | | |
|-------------|-----------------|-----------------|---------------|----------|
| 1. 「5億円未満」、 | 2. 「5億円以上」、 | 3. 「5億円超」、 | 4. 付加価値、 | 5. 所得、 |
| 6. 「1億円未満」、 | 7. 「1億円以上」、 | 8. 「1億円超」、 | 9. 外形、 | 10. 資本、 |
| 11. 見積りの誤り、 | 12. 税務署、 | 13. 過年度遡及、 | 14. 還付可能性、 | 15. 国税庁、 |
| 16. 未払法人税等、 | 17. 金額的重要性が乏しい、 | 18. 過年度法人税等、 | | |
| 19. 未払金、 | 20. 未収還付法人税等、 | 21. 金額的重要性が著しい、 | 22. 異常性、 | |
| 23. 繰延税金資産、 | 24. 過去の誤謬、 | 25. 未収入金、 | 26. 未収還付消費税等、 | |
| 27. 売上原価 | | | | |

問 税効果会計について以下の設問に答えなさい。

- ① 税効果会計の意義について答えなさい。
- ② 税金・税効果にかかる「固有リスク」は一般的にどのように考えられますか。3つ答えなさい。
- ③ 税金・税効果にかかる「統制リスク」は高いと言われているが、統制リスクの程度を相対的に低くすることができる場合はどのような場合があるか。5つ答えなさい。

問 繰延税金資産の回収可能性の判断について、監査委員会報告第66号に基づき、「区分2」「区分3」「区分4」における繰延税金資産の回収可能性の判断を示しなさい。

問 未払法人税等における監査手続について、枠内から適当な用語を選び、番号で答えなさい。
なお、1つの用語の使用回数は1回のみである。

- ① 前期の（ア）を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
- ② 法人税等に関する前期の（ア）の査閲又は（イ）・マニュアル等の閲覧により、法人税等に関して会社が採用する（ウ）を把握する。
- ③ 未払法人税等及び関連損益の計上に関する（ウ）や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
- ④ 法令・税制等の改正による影響の有無、（エ）等により法人税等の支払が発生することの可能性の有無について質問する。
- ⑤ （オ）において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、（オ）立案時以降における状況の変化に対応して、（オ）を変更する必要性の有無を検討する。
- ⑥ 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、（カ）の妥当性を確かめる。
- ⑦ 未払法人税等増減明細表を入手し、計算調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
- ⑧ 期末残高について前期同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
- ⑨ 増減明細表上の前期分確定納付額、中間納付額、還付税額、更正・修正納付額等について、申告書、（キ）、税務当局との往復文書、還付通知書等の証憑と突合するとともに、（ク）等により会計処理の妥当性を確かめる。
- ⑩ 法人税等の納付見込額の算出過程を、関連する証憑資料と突合することにより、その計上の根拠及び計上基準の妥当性を検証する。
- ⑪ （ケ）計算における加減算項目について、その内容を検証するとともに、対前期比較を行うことにより、異常項目の有無を確かめる。
- ⑫ 過年度法人税等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
- ⑬ 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

- | |
|--|
| 1. 税務署、 2. 納付書、 3. 監査計画、 4. 監査手続、 5. 前期比較、
6. 会計方針、 7. 監査調書、 8. 経理規程、 9. 繰越記帳、 10. 勘定分析、
11. 繰延税金資産、 12. 異常項目、 13. 課税所得、 14. 経営者、 15. 税務調査 |
|--|

問 株式会社マルメス(以下 会社)の期末監査において、あなたは税効果の監査を担当することになりましたが、次の(1)～(5)の各設問に答えなさい。

なお、解答をするに当たり「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第10号)、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告第66号)及び本問の<参考資料>以外で推論する必要はありません。

(1) 会社が算定した税金及び税効果に関する数値は次のとおり(<会社の算定数値>)ですが、その金額に誤りがあることが判明しました。

検証を実施し、解答用紙に従って正しい数値(金額)に訂正しなさい。

(2) <参考資料>のとおり、会社は繰延税金資産の回収可能性について、②の会社として区分していますが、仮に③の会社とした場合、期末における繰延税金資産はいくらになりますか。解答用紙に従って数値(金額)を記述しなさい。

なお、その他の条件に変更はありません(これは、区分の変更による繰延税金資産の回収可能性を論じるものではありません。)

(3) 上記(2)の会社区分を仮に④本則とした場合、期末における繰延税金資産はいくらになりますか。解答用紙に従って数値(金額)を記述しなさい。なお、その他の条件に変更はありません(これは、区分の変更による繰延税金資産の回収可能性を論じるものではありません。)

(4) <参考資料>に記載のある勘定科目の個別事項のうち、棚卸資産について、仮に次のような状況である場合、繰延税金資産はいくらになりますか。解答用紙に従って数値(金額)を記述しなさい。

なお、その他の条件に変更はありません(従って、会社区分は②です。)

>棚卸資産 X1年3月期決算において、会社の定めた基準に従い、長期滞留在庫に対して60百万円の評価損を有税で計上した。そのうち、評価損20百万円相当分は、X2年3月期中に廃棄処分することが取締役会で承認されている(X1年3月31日付)が、残りの部分については、売却あるいは処分を行う方針が決定されていない状況である。

(5) <参考資料>に記載のある法定実効税率について、仮に「所得税法等の一部を改正する法律」がX1年3月31日に公布され、X2年4月1日以降開始する事業年度から、税率の変更がある場合、法定実効税率の変更による影響額はいくらになりますか。

なお、改正後の法定実効税率は、35%です。解答用紙に従って数値(金額)を記述しなさい。その他の条件に変更はありません(従って、会社区分は②です。)

<X1年3月期末 会社の算定数値> (単位：百万円)

①	期末将来減算一時差異	560
②	繰延税金資産	168
③	法人税等調整額	10(借方)
④	法人税、住民税及び事業税	150
⑤	法人税等負担額(法人税等合計)	190
⑥	当期純利益	142

<参考資料>

会社名：株式会社マルメス

業種：食品卸売業

決算期：X1年3月31日

上場：東証2部

資本金：1,000百万円、純資産：5,000百万円

法定実効税率：X0年3月期40%

なお、X1年3月期における税法の改正等はない。

会社区分：繰延税金資産の回収可能性判断指針(監査委員会報告第66号5。(1))②の会社に該当する。

将来減算一時差異：X0年3月31日残高
(単位：百万円)

未払事業税(所得割)	60
賞与引当金	80
退職給付引当金	400

税効果におけるスケジューリング：X02年以降、毎年スケジューリング将来減算一時差異を解消する課税所得が存在する。

なお、タックスプランニングの対象項目は存在しない。

勘定科目の個別事項：

- ＞賞与引当金 X1年3月期決算において、X2年度の夏季賞与分として70百万円を引当計上した(なお、当賞与支給日は、X2年6月10日である。)

また、X0年3月期末に計上の賞与引当金は、X1年度の夏季賞与として全額支給済みである。
- ＞退職給付引当金 X1年3月期における退職給付費用100百万円(有税)、退職者に対する支給額150百万円であった。

なお、X2年3月期以降の支給額は、40百万円/年を予定している。
- ＞棚卸資産 X1年3月期決算において、会社の定めた基準に従い、長期滞留在庫に対して60百万円の評価損を有税で計上した。なお、当評価損相当分は、X2年3月期中に廃棄処分することが取締役会で承認されている(X1年3月31日付)。
- ＞投資有価証券 X1年3月期決算において、非上場会社の1銘柄が投資価値の50%超の下落を示しかつ回復の可能性が不明であることから、80百万円の評価損を有税で計上した。ただし、当銘柄は、X7年3月期中に売却することが譲受先と確約されており、取締役会の承認を得ている(X1年3月31日付)。
- ＞未払法人税等 X1年3月期決算において、未払法人税等は180百万円であるが、そのうち①未払住民税には均等割額11百万円が含まれており、②未払事業税の内訳は、40百万円(所得割X2年3月期中に納付予定)及び10百万円(外形標準課税)である。

なお、中間納付は無いものとする。また、X0年3月末における未払法人税等は全額X1年3月期中に納付済みである。
- ＞税引前当期純利益 X1年3月期においては、339百万円が計上された。

問 繰延税金資産に関連した以下の説明には、正しい説明と誤った部分を含む説明があります。正しい説明には判定欄に「○」を記入し、誤った説明には判定欄に「×」を記入しなさい。なお、「×」の解答については、「×」と判断した理由を、書きなさい。

- (1) 退職給付引当金、役員退職慰労引当金、建物の減価償却超過額にかかる将来減算一時差異のように、スケジュールリングの結果、その将来解消年度が長期となる将来減算一時差異については、企業が継続する限り、長期にわたるが将来解消され、将来の税金負担額を軽減する効果を有するため、繰延税金資産の回収可能性の判断において、特別な取扱いが認められている。
- (2) 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において、第 4 区分とされる会社であっても、重要な税務上の繰越欠損金等が、急激な市場環境の悪化により発生したものであり、急激な市場環境の悪化がなければ、課税所得を毎期計上している会社の場合には、繰延税金資産の回収可能性について、第 3 区分の会社と同様の取扱いをすることができる。
- (3) 土地等の非償却資産に係る将来減算一時差異（減損損失等）のスケジュールリングは、売却処分等の予定がある場合はそれによることになるが、遊休資産ではなく現に使用中であるような場合には、通常はスケジュールリングができると想定される。
- (4) 収益力に基づく課税所得の十分性を根拠に繰延税金資産を計上する場合は、会社によって将来の業績予測が作成されていないが、会社が作成した業績予測が、会社の現状の収益力等を勘案し、明らかに合理性を欠く業績予測であると認められる場合であっても、単に経理担当取締役が承認しただけでなく、取締役会等の承認まで得たものであれば、この業績予測に基づき課税所得を見積もられていれば、一般的には問題ないと考えられる。
- (5) 税法の改正等に際しては、決算日現在公布されており、将来の適用税率が確定している場合は、改正後の税率を適用する。つまり、税効果会計に適用される税率が変更された場合には、使用する法定実効税率は一時差異が解消する時の法定実効税率を用いて算定する必要がある。そのため、解消する時期に合わせて使用する法定実効税率を使い分ける必要がある。
- (6) 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示については、翌期の一時差異等のスケジュールリングに基づき計上された繰延税金資産及び繰延税金負債は流動資産又は流動負債として表示し、それ以外の繰延税金資産及び繰延税金負債は投資その他の資産又は固定負債として表示する。
- (7) 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において、第 1 分類とされる会社は、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を毎期計上している会社等である。
- (8) 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において、第 3 区分の会社において、将来の課税所得の合理的な見積可能期間（概ね 5 年）は、個々の会社の業績予測期間、業績予測能力、会社の置かれている経営環境等を勘案した結果、5 年以内のより短い期間となる場合があるが、その場合には、この短い期間を合理的な見積可能期間とする必要がある。

(9) 税引前当期純利益と税金等調整前当期純利益に対する法人税等（法人税等調整額を含む）の比率と法定実効税率との間に差異があるときは、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳を、財務諸表及び連結財務諸表に注記する必要がある。

なお、法人税等（法人税等調整額を含む）の比率と法定実効税率との差異が5%以下である場合（例えば、前者が41%で後者が38%で両者の差が3%の場合等）には、注記を省略することができる。

(10) 繰延税金資産の回収可能性に関しては、毎決算期現在でその判断を見直すと、利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるため、一旦決めた計上区分は、極めて重要な経済環境の変化があった場合等を除いて、每期見直すべきではない。

<連結財務諸表（範囲・会計処理・税効果）及び組織再編>

問 次のような会社は、連結すべきか否かの判定に当たってどのように取り扱われますか。
 解答は、「〇〇のため、連結しなければならない」「〇〇のため、連結してはならない」といった形で解答すること。
 ただし、②を除いて、会社等にはすべて重要性があるものと想定する。

- ① 支配しているが、支配が一時的な子会社
- ② 支配しているが、質的にも量的にも重要性が乏しい子会社
- ③ 一定の要件を満たす、債権流動化型の特別目的会社（SPC）
- ④ 支配している、組合やパートナーシップ
- ⑤ 支配している、非営利目的事業体（NPO）
- ⑥ 支配している、間接所有の孫会社
- ⑦ ベンチャーキャピタルの投資先で、一定の要件が満たされ、親会社と投資先が一体となった業務運営がなされていないと考えられる場合
- ⑧ 判定対象の会社が、共同支配の実態にある合弁会社である場合
- ⑨ 支配している、開発型の特別目的会社（SPC）
- ⑩ 有効な支配従属関係が存在せず、組織の一体性を欠くと認められる会社

問 「グループ監査」とは、複数の構成単位からなるグループが作成する財務諸表に対する監査のことをいい、連結財務諸表の監査などが該当します。
 ここで、監査基準委員会報告書 600 が、グループ監査チームに対して要求している事項を 3 点挙げなさい。

問 子会社株式を売却した場合の処理について、以下のような場合にはどのように会計処理するかを説明しなさい。仕訳等を用いて説明しても可とする。
 なお、現時点で適用されている企業結合会計基準に基づいて説明すること。

- ① 子会社株式を一部売却したが、支配が継続して連結子会社にとどまっている場合の処理。
- ② 支配を解消して関連会社になった場合の処理。
- ③ 支配を解消して関連会社にも該当しなくなった場合の処理。

問 共通支配下の取引について、次の問いに答えなさい。

- ① 共通支配下の取引とは、どのような取引ですか。具体例も挙げて説明しなさい。
- ② 共通支配下の取引は、パーチェス法及び持分プーリング法とは異なる会計処理を適用するとされています。共通支配下の取引に係る会計処理上の留意点を 3 点述べなさい。

問 連結の範囲の妥当性に係る監査手続は（ ① ）性の検証が最も重要であるとされている。①にあてはまる文言とその検証が最も重要であるとされる理由を述べなさい。
 また、監査・保証実務委員会報告第 52 号において「子会社及び関連会社の範囲に関する監査上の留意点」として列挙している項目を 3 つ挙げなさい。
 さらに、「連結の範囲」に関して実施する監査手続を 5 つ挙げなさい。

問 以下の前提に基づき、① 資本連結手続上、資産及び負債の時価評価額と簿価との差額に係る税効果仕訳と、② X 4 年末に追加で認識すべき税効果仕訳を答えなさい。

- (1) 親会社は X 0 年末に B 社株式の 100% を 820, 000 千円で取得した。取得時の B 社（国内会社）の純資産（簿価）は 600, 000 千円であり、200, 000 千円の含み益（評価差額）を有している。当該含み益は、B 社株式の売却時まで実現しないものと仮定する。
- (2) B 社から配当金を受領しても、親会社において追加税金は発生しない（受取配当金の益金不算入）。
- (3) 取得時剰余金は 400, 000 千円、取得後剰余金は 200, 000 千円（内 80, 000 千円は配当受領済み）。なお、のれんの償却は 10 年で償却。
- (4) 親会社は X 4 年に B 社株式を売却する意思を固め、X 5 年に 1, 200, 000 千円ですべて売却するものと仮定する。
- (5) 親会社に適用される法定実効税率は 40% とする。

問 以下の前提に基づき、X 1 年末における① A 社の留保利益の税効果仕訳と、② B 社の留保利益の税効果仕訳を答えなさい。

- (1) 親会社は、国内子会社（A 社）、在外子会社（B 社）に対し、その設立時よりそれぞれ資本金の全額を出資している。投資金額は、20, 000 千円である。
- (2) X 1 年末現在の A 社の剰余金は 10, 000 千円、B 社の剰余金は 200 千ドル（円貨ベースで 20, 000 千円）である。
- (3) A 社からの配当に関しては税務上全額益金不算入。また、計算の便宜上、B 社からの配当送金に当たり、配当金に外国源泉所得税 10% が課されるものとする。これにより、親会社における追加法人税等は配当等の益金不算入となる部分 95% を控除した 5% に親会社の法定実効税率 40% を乗じた 2% と、損金不算入となる 10% を合計し、配当金に対して 12% と見込まれる。

<セグメント情報・関連当事者>

- 問** 以下の文章の空欄に適切な語句又は数字を記入して、文章を完成させなさい。
- (1) セグメント情報として開示すべきセグメントを決定するに当たり、企業はまず、(A) を識別する必要がある。次に、識別された (A) に基づき、(B) 基準を用いて、(A) を (B) することができる。(B) 基準の主な特徴としては、経済的特徴が概ね類似していること等が求められる。
 - (2) 企業は、次の (C) 基準のいずれかを満たす (A) を (D) として開示しなければならない。
 - ① (E) がすべての (A) の (E) の合計額の (F) %以上であること
 - ② 利益又は損失の絶対値が、利益の生じているすべての (A) の利益の合計額、又は損失の生じているすべての (A) の損失の合計額の絶対値のいずれか大きい額の (F) %以上であること
 - ③ (G) がすべての (A) の (G) の合計額の (F) %以上であること
 - (3) 上記により決定された (D) の外部顧客への (E) の合計額が損益計算書の (E) の (H) %未満である場合には、損益計算書の (E) の (H) %以上が (D) に含まれるまで、(D) とする (A) を追加して識別しなければならない。

- 問** 以下の文章を読み、適当なものには○を、適当ではないものは×を付けた上で、その理由を付しなさい。
- (1) マネジメント・アプローチに基づくセグメント情報の長所として、企業間の比較が容易になった事が挙げられる。
 - (2) ある事業セグメントの量的変化によって、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合、前年度のセグメント情報までは作り直す必要はない。
 - (3) 企業の本社又は特定の部門のように、企業を構成する一部であっても収益を稼得していない、又は付随的な収益を獲得するに過ぎない構成単位でも、事業セグメントとしなければならない。

- 問** 関連当事者の範囲は、法人グループと個人グループに分かれるが、法人グループは更に3種類に分類される。その種類を記載しなさい。

- 問** 以下の記述は、「関連当事者の開示に関する会計基準（企業会計基準第11号）」及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第13号）」に基づいている。以下の文章の空欄に適切な語句又は数字を記入して文章を完成させなさい。

- (1) 連結損益計算書項目に係る関連当事者との取引

関連当事者が法人グループである場合、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費の各項目に係る関連当事者との取引については、売上高又は売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の (A) %を超える取引を開示対象とする。

特別利益、特別損失の各項目に係る関連当事者との取引については、(B) 万円を超える損益に係る取引について、その (C) を開示し、(C) と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。
- (2) 連結貸借対照表項目等に係る関連当事者との取引

連結貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引、(D) 等及び担保提供又は受入れについては、その金額が連結総資産の (E) %を超える取引について開示する。
- (3) 関連当事者が個人グループの場合

全ての取引について、(F) 万円超の取引を開示する。

問 セグメント情報等の内容を4つ記載してください。

問 事業セグメントの要件として、次のカッコ書きを埋めてください。

1	(①) を獲得し、(②) が発生する事業活動に関わるもの
2	企業の(③)が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
3	分離された(④)を入手できるもの

問 企業は識別された事業セグメント又は集約基準によって集約された事業セグメントの中から、量的基準に従って、報告セグメントを決定するとされています。

重要性の低い事業セグメントの開示を省略する際に考慮すべき量的基準について、一定の基準値を定めているが、次の文書のカッコ書きを埋めてください。

1	売上高（事業セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）がすべての事業セグメントの（売上高の合計額の(①)）以上であること。
2	利益又は損失の絶対値が、A利益の生じているすべての事業セグメントの利益の合計額又はB損失の生じているすべての事業セグメントの損失の合計額の絶対値のいずれか大きい額の(②)以上であること。
3	資産がすべての事業セグメントの資産の合計額の(③)以上であること。

問 企業はセグメント情報として、3つの項目を開示することとされているが、この3つを記載してください。

問 企業は、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除き、セグメント情報の関連情報として開示しなければならないとされている3つの情報を記載してください。

問 セグメント情報の具体的な監査手続を2つ記載してください。

問 関連当事者の開示の趣旨を記載せよ。

問 関連当事者の範囲として、大きく4つのグループがあるので、その4つのグループについて記載してください。

問 関連当事者との取引の定義に関する次の文書の中のカッコ書きを埋めてください。

「関連当事者との取引」とは、(①)（連結財務諸表上は連結会社をいい、個別財務諸表上は財務諸表作成会社をいう。）と(②)との取引をいい、(③)にかかわらず、(④)若しくは(⑤)、又は(⑥)をいう。

問 関連当事者との取引は、「重要なもの」が開示の対象となる。重要性の判断は、各グループ内のそれぞれの関連当事者に対して、比率又は金額を用いて行うことになるとされているが、次の取引についての重要性の判断基準①から③を記載せよ。

1	関連当事者が法人グループの場合、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費	各項目に属する科目ごとに(売上高)又は(売上原価+販管費)の(①)の取引を開示する。
2	関連当事者が法人グループの場合、営業外収益、営業外費用	原則は、各項目に属する科目ごとに、営業外収益又は営業外費用の合計額の(②)の損益について、取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。
3	関連当事者が個人グループの場合	すべての取引について、(③)の取引を開示する。

問 監査人は、経営者等から提供された、すべての既知の関連当事者の名称を識別した情報を検討し、当該情報の網羅性に関して、考えられる監査手続について、①から⑦を記載してください。

1	既知の関連当事者の名称について (①) を閲覧する。
2	関連当事者を識別するための企業の手続を評価する。また、必要と認めた場合には、企業が取締役等の関連当事者に対しておこなった (②) の回答書を閲覧する。
3	経営者等に他の企業との提携関係を (③) する。
4	(④) をし主要株主を判断する。また、必要と認めた場合には、名義書換代理人から主要株主の一覧表を入手する。
5	株主総会、取締役会等の (⑤) を閲覧する。
6	監査人の交代の場合には前任の監査人に、また、海外支店などの監査を他の監査人が実施している場合には当該他の監査人に、それぞれ認識している (⑥) に関して質問を行う。
7	企業の税務申告書及びその他規制当局に提出した情報を (⑦) する。

問 下記の表は、現行制度前のセグメント情報と現行制度のセグメント情報等を対比したものです。下記表の空欄にあてはまる文言を記述して下さい。

項目	現行制度前のセグメント情報	現行制度のセグメント情報等
基本概念	連結財務諸表を分解した情報	A
基本原則	事業の多角化、経済活動の国際化に伴い、連結財務諸表を補完する役割を有する。	財務諸表利用者が、B を理解し、C を適切に評価できるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供するものでなければならない。
開示範囲	連結財務諸表	連結財務諸表または個別財務諸表
開示項目	① 業の種類別セグメント情報 ② 所在地別セグメント情報 ③ 海外売上高	① セグメント情報 ② セグメント情報の関連情報 ③ D に関する報告セグメント別情報 ④ E に関する報告セグメント別情報
測定方法	財務諸表と同一の会計処理の原則及び手続に準拠して作成される。	財務諸表を作成するために採用する会計処理の原則及び手続は求めない。
報告される利益	営業損益等	最高意思決定機関に報告される金額に基づき、F を指すものではない。

問 企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」では、報告セグメントの決定の要件として集約基準の他、量的基準を 3 項目設けています。この 3 項目の量的基準について、箇条書きで記載して下さい。

問 企業は、報告セグメントの概要として、次の項目を開示しなければならないとされています。この開示項目について、以下の空欄にあてはまる文言を記述して下さい。

- (1) 報告セグメントの
- (2) 各報告セグメントに属する

問 企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」では、セグメント情報の関連情報として開示しなければならないものを 3 つ定めています。この 3 つの関連情報について、箇条書きで記載して下さい。

問 企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」によれば、関連当事者は、法人又は個人の別、支配又は被支配の別、影響力の度合などに基づき、4 つのグループに区分されます。この 4 つのグループを箇条書きで記載して下さい。

問 「関連当事者との取引」の定義について、以下の文章の空欄にあてはまる文言を記述して下さい。

「関連当事者との取引」とは、「会社」（連結財務諸表上は をいい、個別財務諸表上は をいう。）と関連当事者との取引をいい、対価の有無にかかわらず、資源若しくは債務の移転、又は役務の提供をいう。また、関連当事者が のために「会社」との間で行う取引や、「会社」と との間の取引で関連当事者が当該取引に関して「会社」に重要な影響を及ぼしているものを含む。

問 企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」に基づき、以下の用語の定義について、空欄 A 及び B にあてはまる文言を記載して下さい。

- (1) 「役員」とは、取締役、会計参与、監査役、 又はこれらに準ずる者をいう。
- (2) 「近親者」とは、 以内の親族をいう。

問 以下のケースについて、「関連当事者との取引」として開示対象となるかどうかを理由と共に記述して下さい。なお、開示対象となる場合は「○」を、開示対象とならない場合は「×」を判定欄に記述して下さい。

- (1) 会社と連結子会社との取引
- (2) 持分法適用の非連結子会社との取引
- (3) 連結財務諸表作成会社から見た、関連当事者相互間の取引
- (4) 連結子会社と連結財務諸表作成会社の役員との取引
- (5) 期末に取得したため、貸借対照表のみ連結している子会社との間の損益取引

問 関連当事者については、関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別並びにその開示に係る網羅性に関しては、特に重要な虚偽表示のリスクの程度が高い場合があります。監査人が、関連当事者の存在の情報の網羅性に関して実施しなければならない監査手続について、知るところを 2 項目以上、箇条書きで記載して下さい。

以上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning